ホームページ掲載用

御池台校区カルテ

平成 30 年 3 月

■校区カルテとは

校区カルテは、地域で取り組む災害発生時や平時の地域活動などにおける人的資源や物的資源を整理することで、自助・共助で取組む災害対応力を「見える化」させることにより、地域による自助共助の活動を迅速確実に行えるようにします。また、これを行政と共有することで、行政が実施する災害時における公助を明確化し、効率的かつ効果的な支援を実施することにより人的被害や物的被害を最小限にくい止めます。

また、自助共助における災害対応力を最新情報で様々な視点から評価分析することにより、自助･共助による災害対応力の強みと弱みを分析し、地域と行政が共にこれを共有します。これにより「強化すべき防災体制」や「更に発展すべき取り組み」について、地域と行政が共に考え実施すべき自主防災訓練を検討したり、日頃の備えの充実を図ることを目的として、同カルテを整備します。同カルテは地域と行政が共に情報を持ち寄り、適切に更新することで更なる地域防災力の充実と継続的な発展と向上を図っていきます。

■校区カルテの活用方法

この校区カルテは、校区における取組内容や体制変更にともない適宜更新が必要ですが、人口情報や世帯情報などについては、基本的に毎年更新します。更新にあたっては、地域と行政が共に情報を持ち寄り共有し、共に検討を行うことで、年度ごとの目標や取り組み内容を相互に確認することを基本としています。

なお、同カルテの構成は校区の人的資源や物的資源などを整理した「資源情報」と校区の取組みや目標などを整理した「取組情報」、また災害発生時における体制や組織図などを整理した「組織情報」、各種名簿などを整理した「資料」、災害対応時に使用する「様式」で構成されています。「取組情報」や「組織情報」などについては、基本的な事項として毎年更新を前提としているものでなく必要に応じて適宜更新するものです。

■ＰＤＣＡサイクルについて

このカルテをもとにPlan（計画）⇒ Do（実行）⇒Check（評価）⇒ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、地域の防災力を持続的かつ発展的に進化させていきましょう。

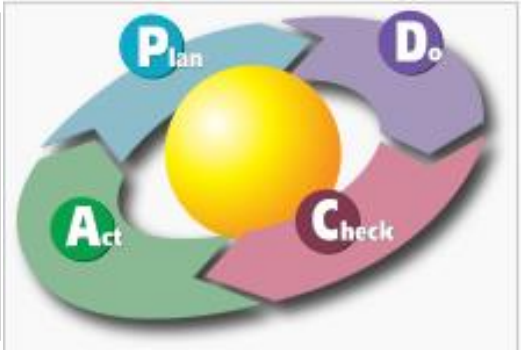

目次

１．校区カルテの必要性 1

２．校区の概要 2
　１．地勢 2
　２．人口、世帯数等 4
　３．被害想定 5
　　（１）地震・津波 5
　　（２）風水害 5
　４．施設・地域資源 7

３．校区の取り組み 9
　１．校区の取り組み目標 9
　　（1）目指すべき校区の姿 9
　　（2）校区の課題 9
　　（3）年間の取り組み計画 9
　２．御池台校区自主防災組織の活動 10
　　（1）地震災害時における行動マニュアル 10
　　（2）御池台連合自主防災組織とその基本的な役割 14
　３．御池台校区の各組織について 16
　４.避難行動の流れと実施事項（大規模地震災害） 18
　　（1）配慮が必要な方々 28
　　（2）配慮が必要な方々への対応 28
　　（3）御池台校区においての避難行動要支援者の把握 28
　５．福祉避難所への搬送 29
　　（1）福祉避難所とは 29
　　（2）福祉避難所等への搬送 29
　　（3）御池台校区が指定する福祉避難所への搬送 29

【資料編】 31
　１．役員名簿 32
　　（1）校区自主防災会名簿 32
　　（2）自主防災組織図 33
　２．災害対応関連施設の鍵の保管者名簿 34
　　（1）災害時避難所（小学校、中学校、高校） 34
　　（2）地域会館 34
　　（3）災害用資器材倉庫 34
　　（4）災害用備蓄倉庫 34
　３．無線機の運用 35
　４．指定避難所内災害用資器材・備蓄物資一覧 38
　５.地域が保有する災害用資器材・備蓄物資一覧 40
　６．最寄りの防災トイレ設置公園一覧 41

７．校区内指定避難所一覧 41
８．最寄りの広域避難場所一覧 41
９．校区内一時避難場所一覧 42
10．区内福祉避難所一覧 43
11．区内防災関係機関連絡先一覧 43

【様式編】 52
災害被害状況報告書（第　　報） 53

１．校区カルテの必要性

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や、平成 23 年３月に発生した東日本大震災は未曾有の大災害となり、地震等によって多くの行政職員が被災するなど、行政自体が壊滅的な被害を受け、行政機能が部分的に麻痺した。

このため、本来被災者を支援すべき行政が支援に動くべきところが手が回らず、地域の方々による自助・共助が大きな推進力となった。

このように大規模災害時には、行政による公助にも限界があることが明らかとなり、自助・共助及び公助がうまく連携していかないと、災害対応がうまく機能しないことが改めて認識された。

さらに、今後発生が懸念される南海トラフ地震に備えても、自助・共助・近助の役割の重要性がより一層高まってきた。

このような既往大災害からの教訓等を踏まえ、大規模災害発災後のしばらくの間は、行政の支援が追い付かない場合も十分に考えられるため、地域住民が自発的に避難行動を行い、地域で助け合いながら救出・救助活動や避難所開設・運営等を行うことが重要となっている。

これらを受けて、災害時に住民が大混乱に陥ることを防ぎ、円滑な避難行動等を支援するとともに、平常時からの防災活動への取り組みを推進できるように、校区の防災に関する考え方をとりまとめたものが、この校区カルテである。

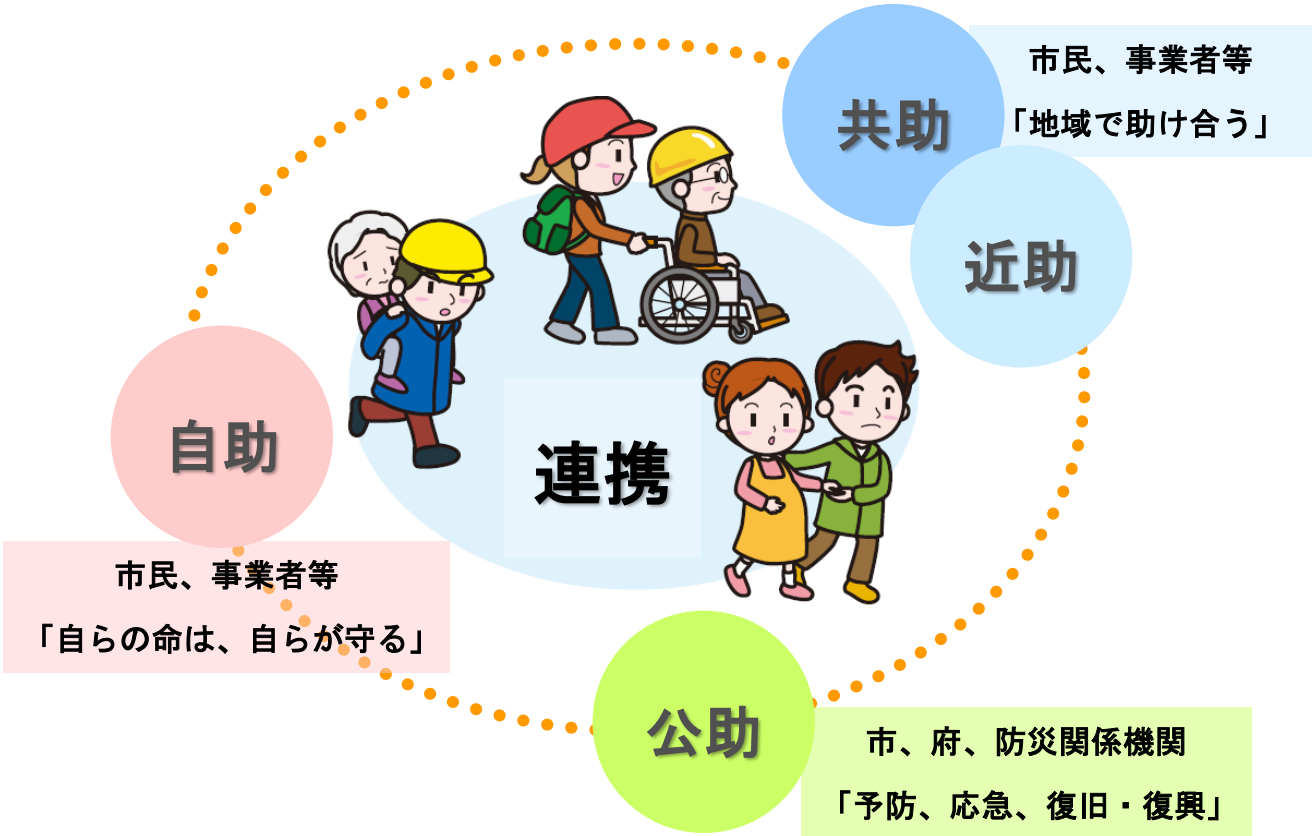

２．校区の概要

１．地勢

御池台校区は、昭和５４年にまち開きが行われた泉北ニュータウンの最南部に位置する緑と自然の多い地域であり、地区名は、地区内にあった「御池山」という地名に由来する。

住宅の状況は、戸建住宅の総戸数がニュータウンの中で最も多い住区で 2,000 戸を超えている。集合住宅は約 1,000 戸あるが、公的賃貸住宅はニュータウンの中で最も少ない。

堺泉北環状線、別所草部線、堺かつらぎ線（いずれも府道）に囲まれており、住宅以外には認定こども園、幼稚園、小学校、支援学校などの教育・保育施設や、老人福祉センター、介護福祉施設、公園、ごみ焼却場（休止中）などの公共施設が所在している。

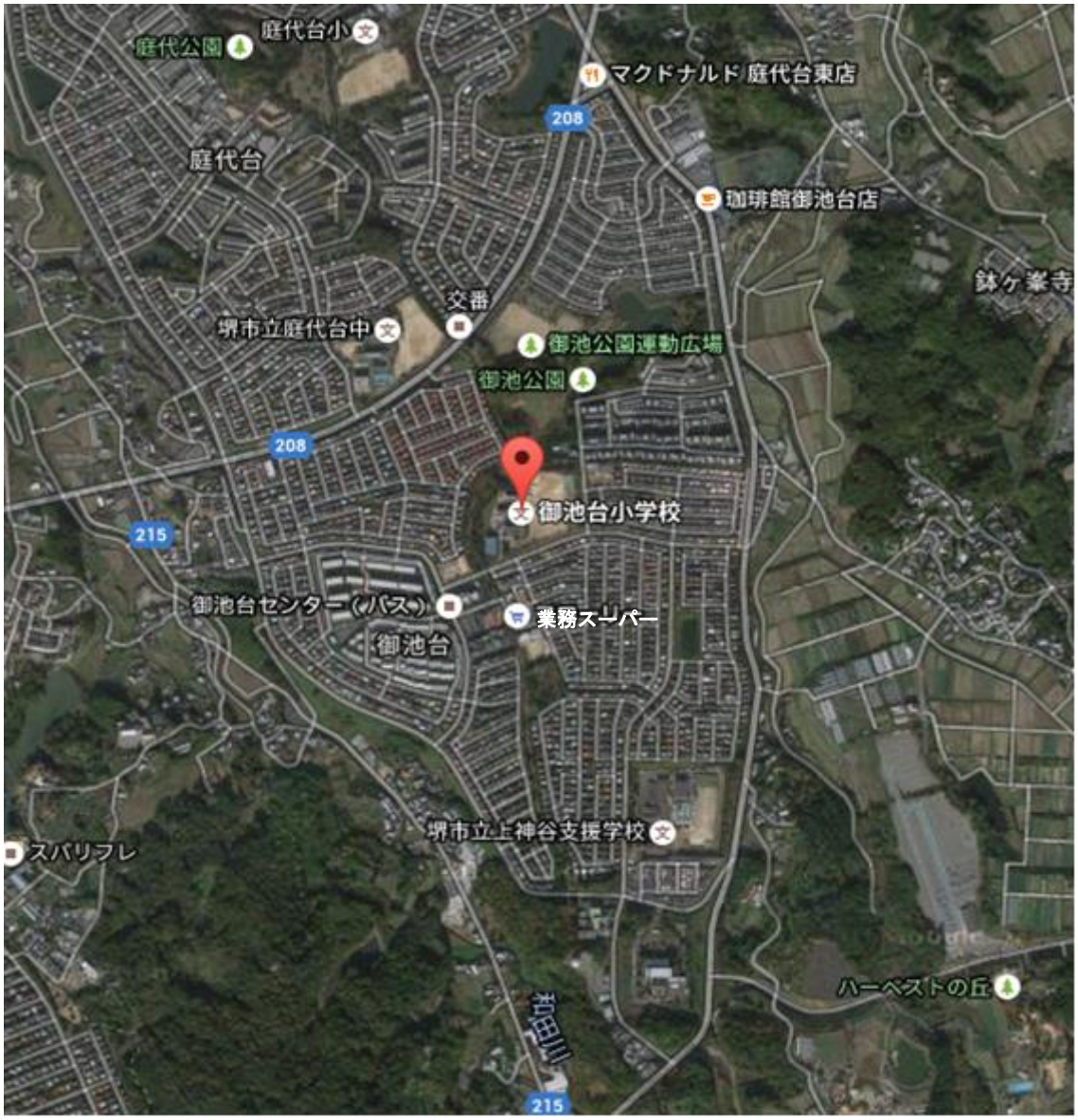

資料：Google マップ

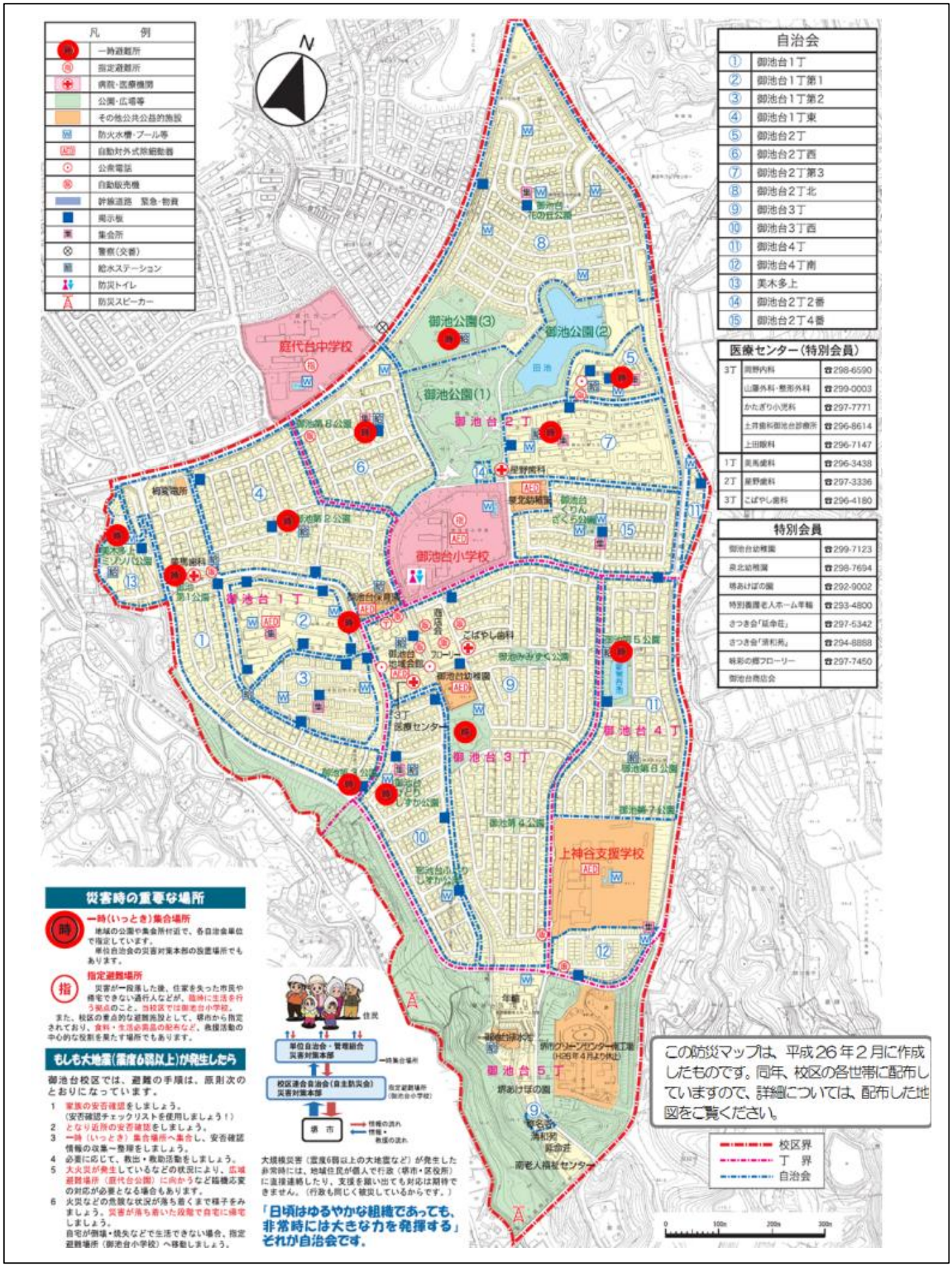

校区防災マップ（平成 26 年 2 月作成）

２．人口、世帯数等

			御池台校区 （1.379㎢）		南区 （40.39㎢）	堺市 （149.81㎢）
			住民基本台帳	自治会数値 /住民基本台帳数値 （自治会数値）	校区/南区 （数値）	校区/堺市 （数値）
人口・世帯	総人口		9,373 人	97.3% （9,116 人）	6.3% （149,787 人）	1.1% （845,625 人）
	世帯数		3,664 世帯	98.9% （3,622 世帯）	5.5% （66,283 世帯）	1.0% （384,507 世帯）
	世帯あたり人員		2.6 人／世帯	96.9% （2.52 人／世帯）	113.0% （2.3 人／世帯）	118.2% （2.2 人／世帯）
	年齢別	0～4 歳	266 人	ー% （　　ー人）	5.1% （5,247 人）	0.8% （35,368 人）
		5～14 歳	1,046 人	ー% （　　ー人）	7.6% （13,723 人）	1.3% （79,203 人）
		15～64 歳	5,285 人	ー% （　　ー人）	6.2% （85,099 人）	1.0% （506,300 人）
		65 歳以上	2,776 人	ー% （　　ー人）	6.1% （45,718 人）	1.2% （224,754 人）
	要配慮者	高齢者 （65 歳以上）	2,776 人	ー% （　　ー人）	6.1% （45,718 人）	1.2% （224,754 人）
		要介護 要支援者	313 人	ー% （　　ー人）	3.8% （8,327 人）	0.7% （47,268 人）
		障がい者 （※）	189 人	ー% （　　ー人）	4.7% （3,993 人）	0.9% （21,042 人）
		外国人	ー人	ー% （　　ー人）	–% （2,661 人）	–% （12,457 人）

＊　堺市資料（要介護要支援者 H29.3、障がい者 H28.4、その他 H28.1）

※障がい者は避難行動要支援者リスト対象者のうち、視覚障がい・聴覚障がい・肢体障がい・内部障がいのある方

	御池台校区	南区	堺市
就業者数	ー	60,620	365,836 人
夜間人口	ー	147,626 人	839,310 人
昼間人口	ー	126,178 人	785,324 人
流出人口	ー	41,575 人	173,307 人
昼間夜間人口比率	ー	85.5%	93.6%

＊　平成 27 年国勢調査

	小学生	中学生	高校生
校区内通学者数	604 人	327 人	270 人

＊　堺市資料（H28.1）

		御池台校区	南区	堺市
建築物	総数	―	60,374 世帯	349,878 世帯
	持ち家	―	32,998 世帯	207,603 世帯
	公営・ＵＲ・公社	―	23,760 世帯	51,600 世帯
	民営	―	2,556 世帯	77,620 世帯

＊　平成 27 年国勢調査

３．被害想定

（１）地震・津波

①中央構造線断層帯地震

被害想定	想定震度	6強	
	建物被害	全壊棟数	187 棟
		半壊棟数	280 棟
	人的被害	死者数(夕刻)	4 人
		負傷者数(夕刻)	163 人
	想定浸水深	―	

*堺市資料

②南海トラフ巨大地震

被害想定	想定震度	6弱	
	建物被害	全壊棟数	―
		半壊棟数	―
	人的被害	死者数(夕刻)	―
		負傷者数(夕刻)	―
	想定浸水深	―	

*堺市資料

（２）風水害

①河川氾濫・土砂災害

災害危険箇所の指定状況	土石流危険渓流	―	―
	急傾斜地崩壊危険箇所	1 箇所	―
	地すべり危険箇所	1 箇所	―
	土砂災害警戒区域	2 区域	―
	土砂災害特別警戒区域	1 区域	―

*堺市資料

御池台校区付近の土砂災害・洪水ハザードマップ

②内水

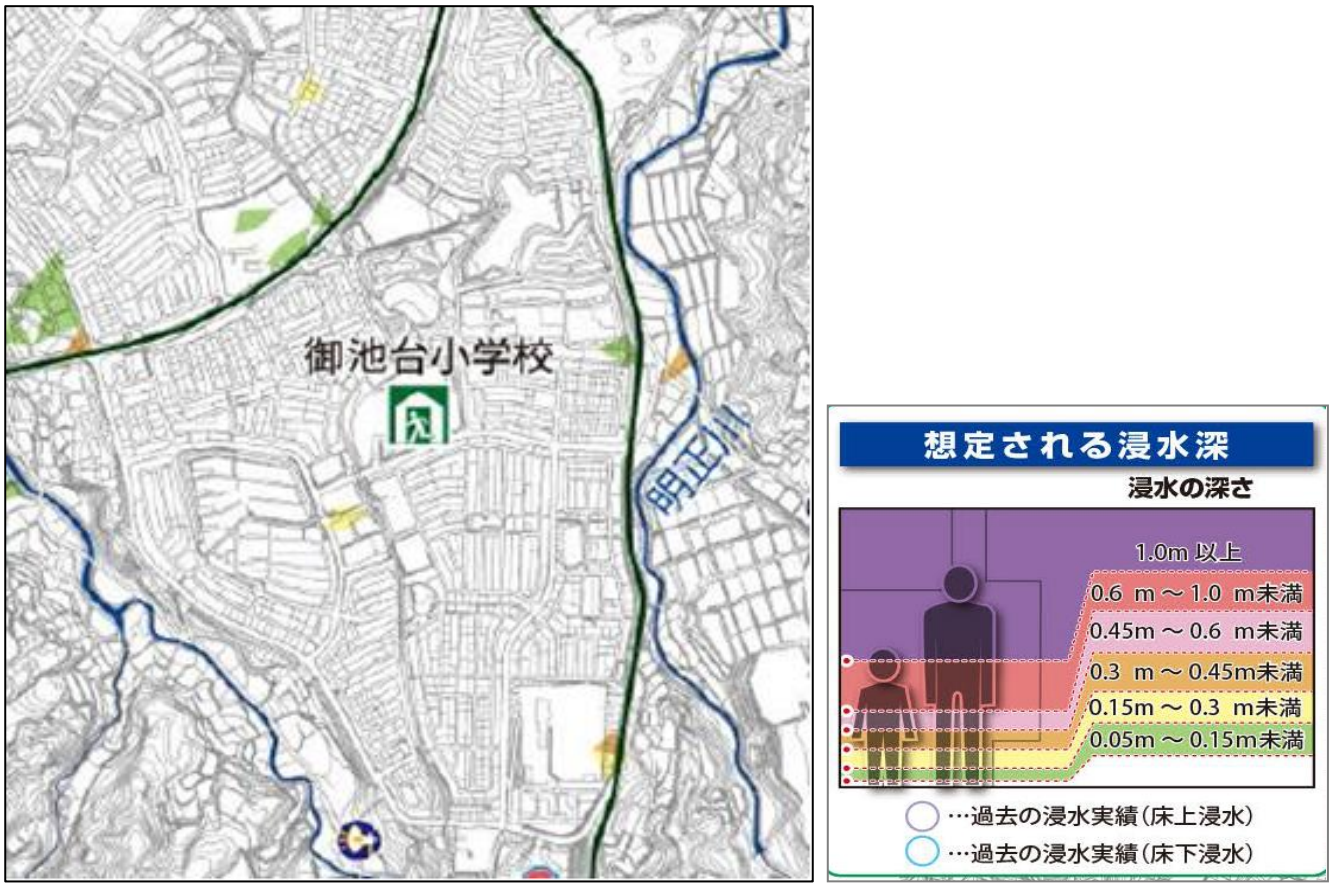

御池台校区付近の内水ハザードマップ

③地域が把握する危険箇所

３号線沿いの法面

４．施設・地域資源

防災関連施設等	消防署		1 箇所	（管轄） 南消防署
	警察署・交番		2 箇所	（管轄） 南堺警察署、庭代台交番
	その他防災施設		―	
	消防施設	水防倉庫等	有り	
		防火水槽	9箇所	御池台２丁地先（40tが4箇所）・花の丘公園(40t)・御池公園(40t)・ヴィラージュ御池台(40t)・ミゾソバ公園(40t)
		消火栓	有り	
		防災井戸	―	
	主な公共施設	公園	15 箇所	花の丘公園・御池公園・みみずく公園・御池第１公園・御池第２公園・御池第３公園・御池第４公園・御池第５公園・御池第６公園・御池第７公園・御池第８公園・ふたりしずか公園・ひとりしずか公園・くりんざくら公園・栂緑地
		指定避難所	2箇所	庭代台中学校・御池台小学校
		広域避難地	―	
	教育関連施設		2箇所	御池台小学校・上神谷支援学校
	要配慮者関連施設	病院・診療所	9箇所	
		社会福祉施設	3箇所	
		幼稚園・保育園	3箇所	
	防災倉庫		3箇所	御池台小学校1・地域会館2
	防災行政無線(屋外スピーカー)		―	自治会域においてなし

	消防協力事業所・津波率先避難等協力事業所		その他の事業所	
	事業所名称	事業内容(従業員数)	事業所名称	事業内容(従業員数)
地域の事業所	泉北御池台郵便局	－		－
	御池台商店会	－		－
	社会福祉法人まほろば　御池台こども園	－		－
	認定こども園 みいけだい幼稚園	－		－
	大阪芸術大学附属 泉北幼稚園	－		－

連番	自治会名	種別	本人確認	氏名	住所	電話番号（秘匿）	備考
1	１丁	井戸水提供	○			***	
2	１丁	医師	○			***	
3	１丁東	看護師	○			***	
4	１丁東	看護師	○			***	
5	１丁東	介護士	○			***	
6	１丁東	カウンセラー	○			***	
7	２丁西	医師	○			***	
8	２丁西	事業者	○			***	
9	２丁西	ＮＰＯ	○			***	
10	２丁北	消防ＯＢ	○			***	
11	３丁	行政ＯＢ	○			***	被災住宅危険度判定士
12	４丁南	大型二種	○			***	
13	４丁南	介護福祉士	○			***	
14	４丁南	介護福祉士	○			***	
15	４丁南	栄養士	○			***	
16	４丁南	歯科衛生士	○			***	
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

＊　H29.5 御池台校区人的資源

３．校区の取り組み

１．校区の取り組み目標

（１）目指すべき校区の姿

① 住民全員の防災意識の向上
② 自助の必要性を徹底する。

（２）校区の課題

① 各単位自治会の、防災への取り組みの格差を縮める。
② 地域の人的資源がつかめていない。

（３）年間の取り組み計画

① 各単位自治会毎で、自主防災会議を毎月開催する。
② 小学校との意思疎通を図った上での連携（小学５年生の防災まちあるき、小学生と保護者が参加する防災訓練の実施）
③ 福祉避難所運営マニュアルの策定
④ 防災委員任期の見直し

【参考（目指すべき校区の姿と課題、取り組み計画に関して）

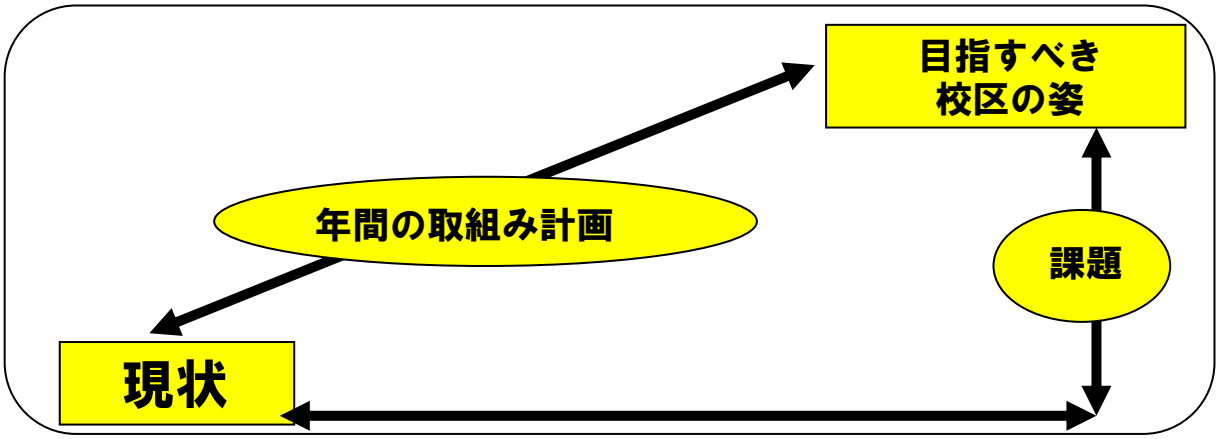

２．御池台校区自主防災組織の活動

御池台校区自主防災組織図

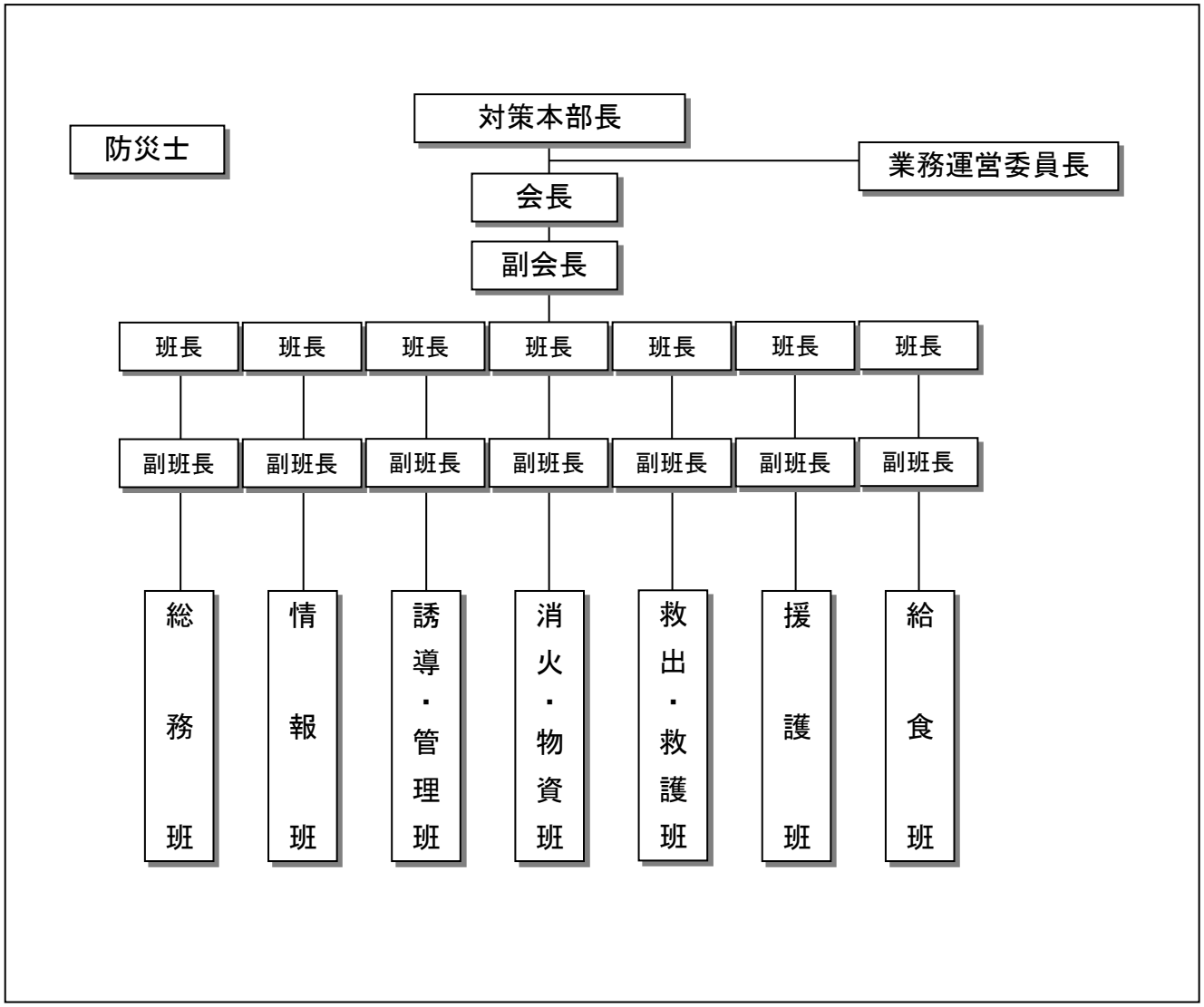

（１）地震災害時における行動マニュアル

御池台校区では、御池台連合自治会が構成する地域内の各種団体により組織された校区災害対策本部及び各単位自治会を基本に対応しますが、災害の規模により、災害対応も異なるため、以下のような初期行動の判断基準をもって行動します。

▸初期行動の判断基準

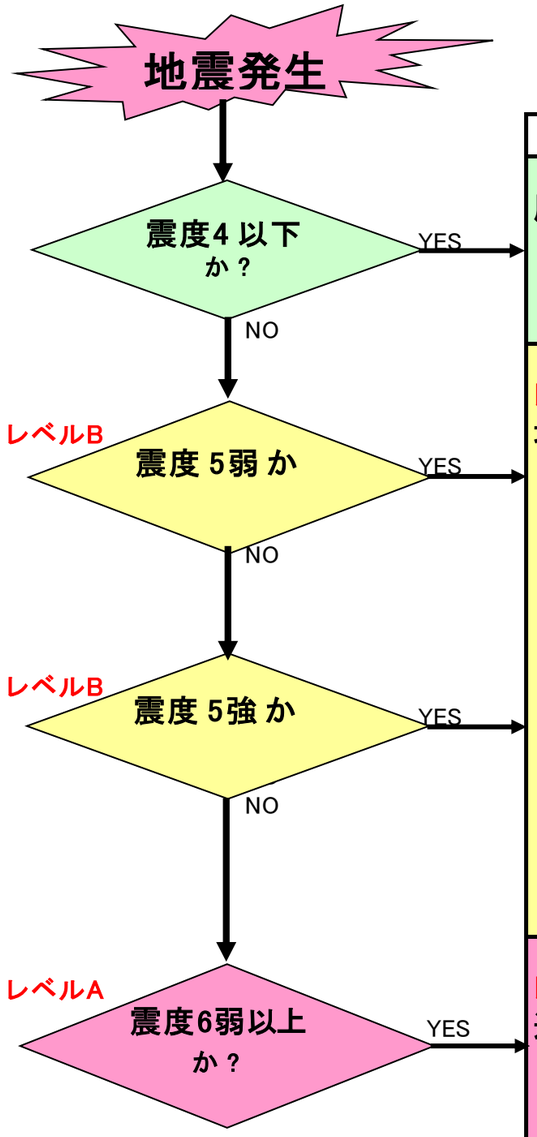

連合本部 自主防災理事は	各丁の防災委員は	各丁の住民は
原則として自宅待機	原則として自宅待機	原則として集団避難はしない 但し、避難が必要な場合には一時避難所へ また、救助が必要なら自主防災委員へ
レベルBに対応 地域会館に集合 各丁からの情報を待ち、 被害状況のまとめと対応を検討 必要なら、レベルAに対応し 堺市に避難所開設を要請する。	担当の一時避難所に集結 避難者がいなくても、 手分けして丁内を巡回し無事の確認を行う 特に、要援護者の安否確認を確実に！ 結果を本部に連絡して、解散	
	担当の一時避難所に集結 各活動班は、総務班と連携して 所定の活動を開始する。 特に、要援護者の安否確認を確実に！ 結果を本部に連絡して、解散 避難を必要とする者があれば、レベルAに対応し 本部に避難所開設を要請する。	家屋に被害が無くても 各戸の代表者は一時避難所に集結して 自治会班長による安否確認を受ける。 （本部指定のシートで） 状況に応じて、希望者は集団避難を依頼する。 また、救助が必要なら自主防災委員に連絡
レベルAに対応 避難所(小学校)に集結	担当の一時避難所に集結 各活動班は、総務班と連携して 所定の活動を開始する。 30分以内に安否確認を終える。 被災者名簿の作成 結果を本部に連絡 3日以内に全員の安否・所在確認を終える	全員指定の一時避難所に集結 自治会班長によって、安否確認をうける。 集団避難/自宅待機/他所への疎開を把握 以降は、自主防災委員の指示に従う 初期消火・救出救護・援護活動等の支援 誘導班に従い避難所(小学校)に集団避難

▸本部の行動マニュアル～レベルＡ～

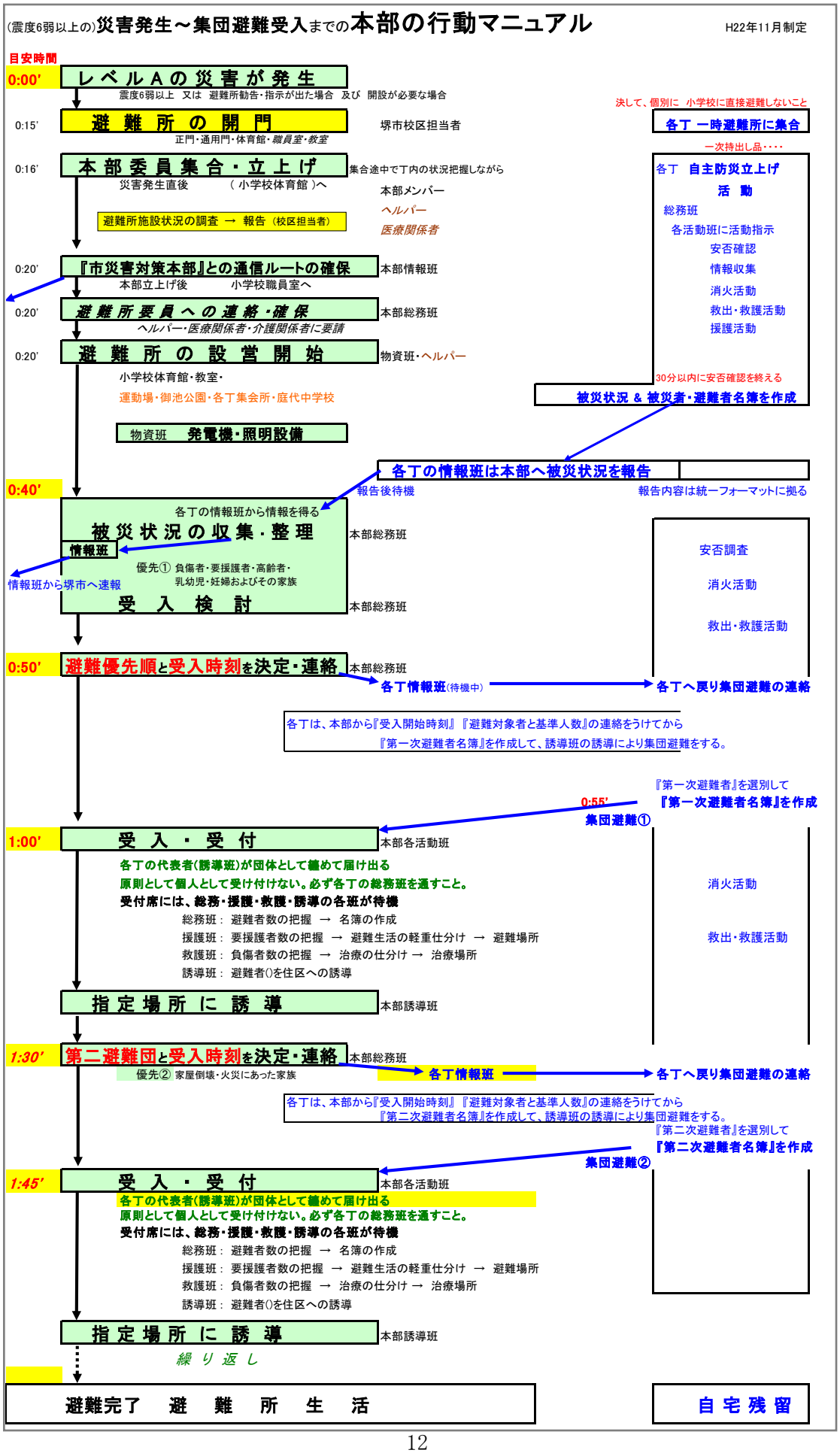

▶本部の行動マニュアル～レベルＢ～

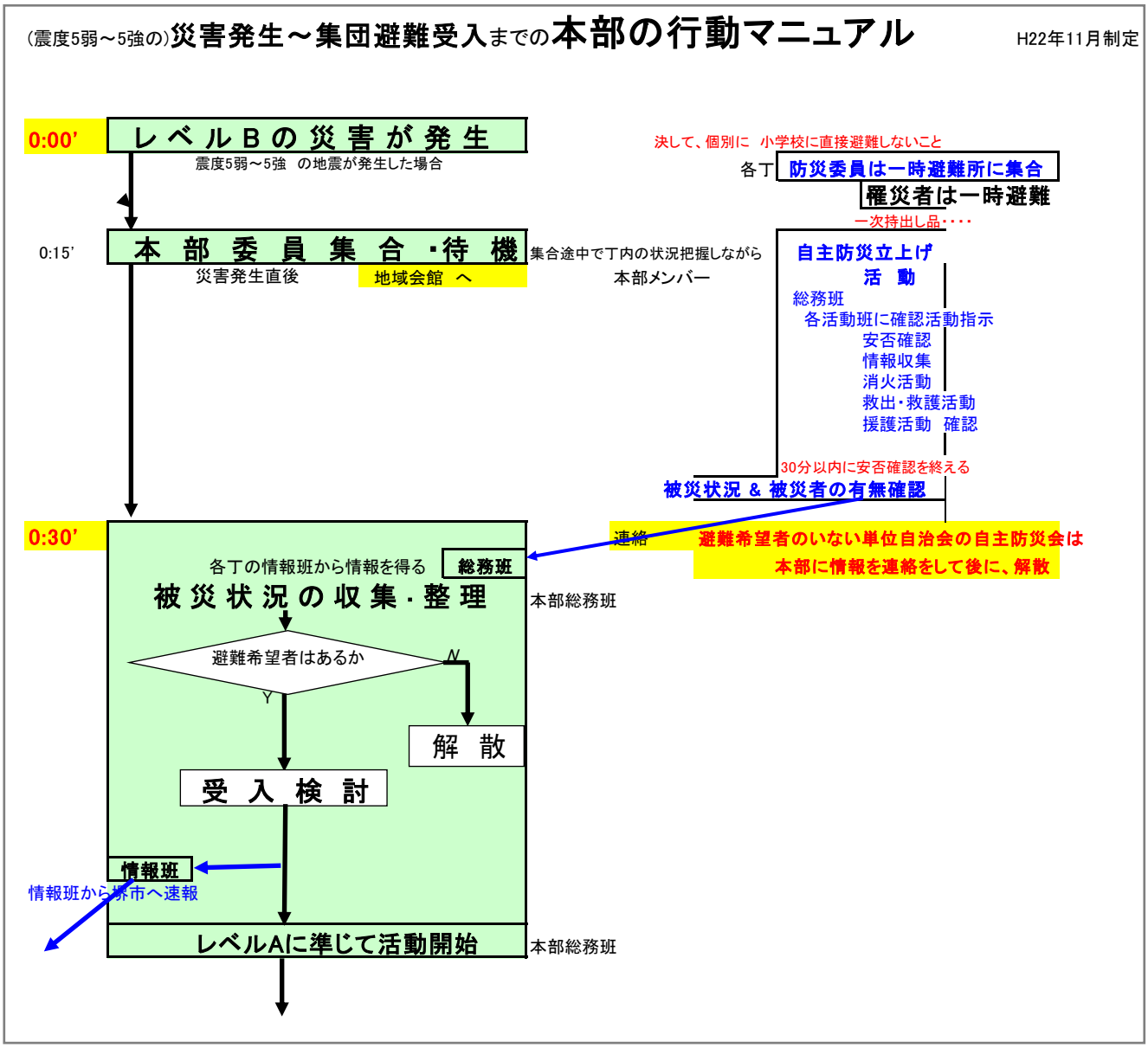

（２）御池台連合自主防災組織とその基本的な役割

各単位自治会用

本則は、大災害発生直後と避難所生活に対応する為の取組みを念頭において構成し、基本的な役割を規程する。

詳細に関しては、各丁の事情に合わせて取決めて下さい。

情報班、消火物資班、救出・救護班、援護班は、必ず複数人一組で行動し、決して単独行動をしない。

	【平常時】	【災害直後】　1～3 日間	【災害初期】3 日～1 週間	【災害中期】4 日～3 ヶ月
総務班	代表者(自治会長)の補佐 丁内自主防災活動の全般を指揮･管理する 各活動班との連絡調整 防災に係る啓発活動 講習会等の開催･防災チラシの配布 関連機関、団体等との協定、調整 役所･医療･ボランティア… 活動予算の立案･承認･執行･会計報告 避難所に必要な資材･機材の確保 関係機関･組織との連係 防災訓練の企画	一時避難所の開設 自主防災組織(活動班)の編成と運営 各活動班の活動状況の掌握･調整および活動指示 (情報班と)情報の纏め･分析･整理･活用 避難所での、初期の運営体制づくり 関係機関･組織との連係 本部→避難者名簿の作成→本部へ	避難所生活における丁内のまとめ･運営 各活動班との連絡･調整および作業指示 連合本部との連絡窓口 行政機関との連絡･調整 マスコミ対応 各種帳票(避難者名簿…)の作成･保管管理 活動経費の収支処理･会計報告 なんでも相談窓口 被災者の要望、意見の聴取	
情報班	減災に役立つ諸知識の収集と広報 情報の伝達方法の確立 地域　→　本部　→　行政等 行政等　→　本部　→　地域	丁内の被害状況の迅速且つ正確な把握 被害状況、安全な避難路情報、… ラジオ、インターネット、… 掲示版の設置および広報 防災情報の伝達･デマの防止 避難勧告の伝達 各丁と本部との集団避難の連絡 安否確認･避難希望者を総務班に連絡後、本部に報告 本部からの『受入時刻』『受入人数』を一時避難所に持帰り、伝達	被害状況の迅速且つ正確な把握と防災機関への連絡 二次避難勧告があれば、その伝達 ラジオ、インターネット、… 掲示版の設置および広報 防災情報の伝達･デマの防止 迅速且つ正確な情報を伝達して、混乱を防ぐ	
(避難誘導) 被災者 管理班 (生活管理)	一時避難所の周知 地域内の危険場所の把握 集団避難の経路･方法の確認 危険予知を事前に行い　第一案、第二案・・を準備 避難時の心得の周知	本部からの指示により集団避難を誘導 プラカードを携えて団体を明確に (避難優先順位を考慮して) 避難者名簿を作成し、総務→本部に提出		
		住民の生活規律管理…消灯、就寝 健康管理……健康体操、 衛生管理……食事前の清掃、トイレ清掃 避難状況や未確認者の確認/出入り変化の把握 被災者に対し、必要な物資等を聴集し総務班に連絡	住民の生活規律管理…消灯、就寝、 健康管理……健康体操、 衛生管理……食事前の清掃、トイレ清掃 避難状況や未確認者の確認/出入り変化の把握 被災者に対し、必要な物資等を聴取し総務班に連絡	住民の生活規律管理…消灯、就寝 健康管理……健康体操、 避難状況や未確認者の確認/出入り変化の把握 被災者に対し、必要な物資等を聴取し総務班に連絡
救出･救護班 (衛生班)	救出･救護の為の技術を習得する 救出･救護の為の資･機材を確保･整備する 講習会等を開催し、 家庭に於ける応急処置や救急薬常備指導	救出活動 一時避難所で元気な男性を募り、救出活動を行う。 救出には優先順位付けも止むを得ない ３分･３０分･３時間･３日の原則 ３分以内…心配停止の分かれ目 30 分以内…救急･救命措置を行う ３時間以内…危険な人の発見･救出 ３日以内…全ての人の安否確認と安全な避難を完了させる 救護活動 救出者の応急手当て＆搬送 必要な個所に連絡 クラッシュ症候群 圧迫が３時間以上になると発生の恐れ 脱水症状を防止の為、救出後水を飲む	本部からの要請により応援 避難生活における衛生管理 1.清潔･衛生を保ち感染病等を防ぐ 2.飲み水の衛生管理 3.ゴミの処理 4.し尿の処理	
援護班	地域内の要援護者を掌握し、名簿を作成し、 組織的に管理する 要援護者の支援度のランク付けの充実 (身体機能の状態･支援レベルと地図の添付) 要援護者の支援体制の検討･確立 援護技術を習得する 必要な資材･機材を揃える	要援護者の安否確認 避難状況や未確認者の安否確認→救出救護班に連絡 要援護者の救出 要援護者を福祉避難所へ搬送 要援護者の健康状況の把握･管理 (健康状態･常用薬･身体的注意事項)	本部からの要請により応援 要援護者の健康状態の把握･管理 要援護者の要望･意見の聴取･取纏め	
(初期消火) 物資施設 管理班	防災用の資材･機材を確保し整備する 消火用、避難生活用、避難所インフラ用他全般 有効期限の管理 救出用:発電機･照明具･ジャッキ･パール･ノコギリ 生活用:救急薬･テント･大釜等･トイレ･ :ヘルメット･	火災予防 各家庭へ出火防止措置を要請依頼(電気メインスイッチの解放)(ガス元栓閉鎖) 火災発生時 住民からの情報に基づき初期消火活動を指揮 →消防署への連絡 元気な男性は安否確認を受けた後に消火･救出･援護に応援 本部→救援物資の受入･保管管理･配布応援 →救援物資の要望聴取→総務班→本部(総)	非常用備品の管理･調整 本部→救援物資の受入･保管管理･配布応援 →救援物資の要望聴取→総務班→本部(総)	
給食班	備蓄について住民に啓発･周知する (食糧･飲料水･生活用水)	本部にて発災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する	本部にて発災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する	本部にて発災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する

本部用

本則は、大災害発生直後と避難生活に対応する為の取組みを念頭において構成し、基本的な役割を規程する。

情報班、消火物資班、救出･救護班、援護班は、必ず複数人一組で行動し、決して単独行動をしない

	【　平　常　時　】	【　災　害　直　後　】　１～３日間	【　災　害　初　期　】　３日～１週間	【　災　害　中　期　】　４日～３ヶ月
総務班	代表者(連合自治会長)の補佐 各活動班の活動の連携･調整 　自主防災体制の検討、マニュアル化 自主防災会議の開催･運営 防災訓練の計画･実施 各種帳票(マニュアル･名簿…)の作成･保管 活動予算の立案･承認･執行･会計報告 　避難所に必要な資材･機材の確保 防災に係る啓発活動 　講習会等の開催･防災チラシの配布 関連機関、団体等との協定、調整 　役所･医療･ボランティア・・・・	自主防災対策本部の編成と設置 　避難所での、初期の運営体制づくり、施設づくり 各活動班の活動状況の掌握･調整･指令 　情報の纏め･分析･整理･活用/各丁との相互連携 避難者の受入準備、受入指示 各種帳票(避難者名簿…)の作成･保管管理 活動経費の収支処理･会計報告 関連機関･組織･団体との連携･調整 　役所･医療･ボランティア…	各活動班との連絡･調整および作業指示 各種帳票(避難者名簿…)の作成･保管管理 活動経費の収支処理･会計報告 関連機関･組織･団体との連携･調整 　　行政機関との連絡･調整	避難所の運営 各班の活動状況の掌握･調整･指令 　情報の纏め･分析･整理･活用 各種帳票(避難者名簿…)の最新化･保管管理 活動経費の収支処理･会計報告 関連機関･組織･団体との連携･調整 　　行政機関との連絡･調整 　　救援物資の要請→堺市 　　マスコミ対応 なんでも相談窓口…補助金･仮設住宅斡旋等々
情報班	情報の伝達方法の確立 地震その他災害に関する情報･知識の収集	堺市危機管理室とのホットラインの立上げ 　被災･被害状況の報告/堺市からの連絡受信 被害状況の迅速　且つ正確な把握と堺市との連携 避難勧告の伝達 情報収集･広報活動 　ホットライン、ラジオ、インターネット、… 　掲示版の設置および広報…デマの防止 避難者名簿用紙の配布･回収　→　総務班へ	情報収集･広報活動 　ホットライン、ラジオ、インターネット… 　掲示版の設置および広報…デマの防止 被害状況の迅速且つ正確な把握と防災機関への連絡	
(避難誘導) 被災者 管理班 (生活管理)	一時避難所の設定･周知 避難誘導時のプラカード等の作成 　避難場所･避難路の把握と住民に周知 　避難時の心得	集団避難希望者を避難所内住区(体育館等)に誘導する 　個別に避難した者に対しては、指定場所で待機させる	住民の人数の把握(出/入の変化確認)→支給品の員数把握 住民の安否･健康状態の確認	住民の人数の把握(出/入の変化確認)→支給品の員数把握 住民の安否･健康状態の確認
		避難所での、初期の運営体制づくり 　住民の生活規律管理…消灯、就寝、 　　健康管理…健康体操、 　　衛生管理…食事前の清掃、手消毒 　避難状況や未確認者の確認/出入り変化の把握 　被災者に対し、必要な物資等を聴取し総務班に連絡	住民の生活規律管理・・・消灯、就寝 　　健康管理・・・・健康体操、 　　衛生管理・・・・食事前の清掃、手消毒 被災者に対し、必要な物資等を聴取し総務班に連絡	住民の生活規律管理…消灯、就寝、 　　健康管理……健康体操、 　　衛生管理……食事前の清掃 被災者に対し、必要な物資等を聴集し総務班に連絡 なんでも相談窓口…総務班と連携 　　被災者に対し、必要な物資等を聴取 　　被災者の要望･意見の聴取･取纏め
救出･救護 班 (衛生班)	救護の為の資･機材を確保し整備する 救護技術を習得･啓発する。 　講習会等を開催し、 　　家庭に於ける応急処置や救急薬常備指導 地域ボランティアとの連絡･調整 　医療機関との連携？	救出･救護活動の実施 　防災関係機関に被災状況を通報し、応援要請 　負傷者に応急処置を施し、病院へ搬送 救出の優先順位付けを行う 　3 分位内…心肺停止の分かれ目 　30 分位内…救急･救命措置を行う 　3 時間位内…危険な人の発見･救出 　3 日以内…全ての人の安否確認と安全な避難を完了させる クラッシュ症候群 　圧迫が 3 時間以上になると発生の恐れ 　脱水症状を防止の為、救出後水を飲む 刈る有無除去の為には透析が必要	避難生活における衛生管理 　1. 清潔･衛生を保ち感染病等を防ぐ 　2. 飲み水の衛生管理 　3. ゴミの処理 　4. し尿の処理	
援護班	地域ボランティアとの連絡･調整 要援護者の把握 　要援護者の支援度のランク付けの充実 要援護者の支援体制の検討･確立 援護技術を習得する 必要な資材･機材を揃え、管理する 　管理台帳(引継簿)の作成	福祉避難所の開設･ボランティアの招集 要援護者の受入 　初期の体調チェック 避難所での支援体制づくり 要援護者の個人情報の把握と管理 　常用薬･身体的注意事項･健康状態の変化	福祉避難所の運営体制となる 　要援護者の体調管理 　要援護者の衛生管理　} 引継簿 　要援護者の生活管理 個人情報の把握･管理…特徴、常備薬、注意事項	
(初期消火) 物資施設 管理班	防災用の資材･機材を確保し整備する 　消火用、避難生活用、避難所インフラ用他全般 地域内消火設備(消火栓･防火水槽)の把握 必要機材の検討･予算化 　救出用：発電機･照明具･ジャッキ･バール･ノコギリ 　生活用：救急薬･テント･大釜等･トイレ･ 　　：ヘルメット	各丁からの情報により消防署に連絡 　各丁への消火活動の応援 避難所の設営 　受付、照明、炊出し施設、トイレ、更衣室、広報板、他インフラ 各丁から救援物資の要望聴取→総務→堺市 救援物資の受入･保管管理･配布 　各丁と連携して配布数量の調整算出、配布	非常用備品の管理･調整 支給された救援物資を受入れ、管理し、公平に分配する	
給食班	備蓄について住民に啓発･周知する 発災時の給食計画を作成しておく 　献立レシピ、献立表 必要な資材･機材を揃え、管理する 　水、食材、燃料、調理機材、食器…	食糧自給状況の把握 　→　必要な食材を纏め、要請する 　　水、食材、燃料、調理機材、食器… 発災時の給食計画に基づき炊き出しを実施する	食糧自給状況の把握 　　→必要な食材を纏め、要請する 発災時の給食計画を参考に炊き出しを実施する	食料の炊出し、飲料水の調達･配分を行う 配給される救援物資を受取り、炊き出しをする

３．御池台校区の各組織について

＜平時＞

コミュニティにおける防災力を強化向上するため、平時における地域の取組みを活性化させることが最も重要です。御池台校区では、「いきいきサロン」や「ボランティア喫茶」、「ぞうさんクラブ」の開催など平時におけるコミュニティ活動が非常に盛んです。このコミュニティ力を災害発生時に転用することで、結束力が強く風通しの良い組織運営が可能となります。

特に、災害発生時においては、高齢者や障害者・乳幼児のほか、妊産婦や外国人など配慮が必要な方々にきめ細やかに対応することが必要です。この際、女性の視点が重要といわれています。以下に平時における地域活動組織とその活動を記載してください。

▸御池台校区連合自治会

① 文化祭や御池ふるさと祭りを毎年開催し、各単位自治会の絆づくりに力を入れている。

② 地域会館や小学校を拠点に幼児から高齢者までが集える福祉行事を行いコミニティを深めている。

③ 地域の各施設や各種団体とも連携して地域の活性化を図っている。

▸御池台校区自主防災会

① 平成１０年から校区自主防災会を発足して継続している。

② 毎月、自主防災会を開催して、各単位自治会から委員が出席して防災に関する事を話し合っている。

③ 地域会館を校区の福祉避難所として民生委員・児童委員と声かけボランティアの人たちで要支援者の受け入れを自主的に取り組んでいる。

▶ＰＴＡや老人会・女性団体など地域コミュニティ活動における組織を記入してください。

御池台校区組織図

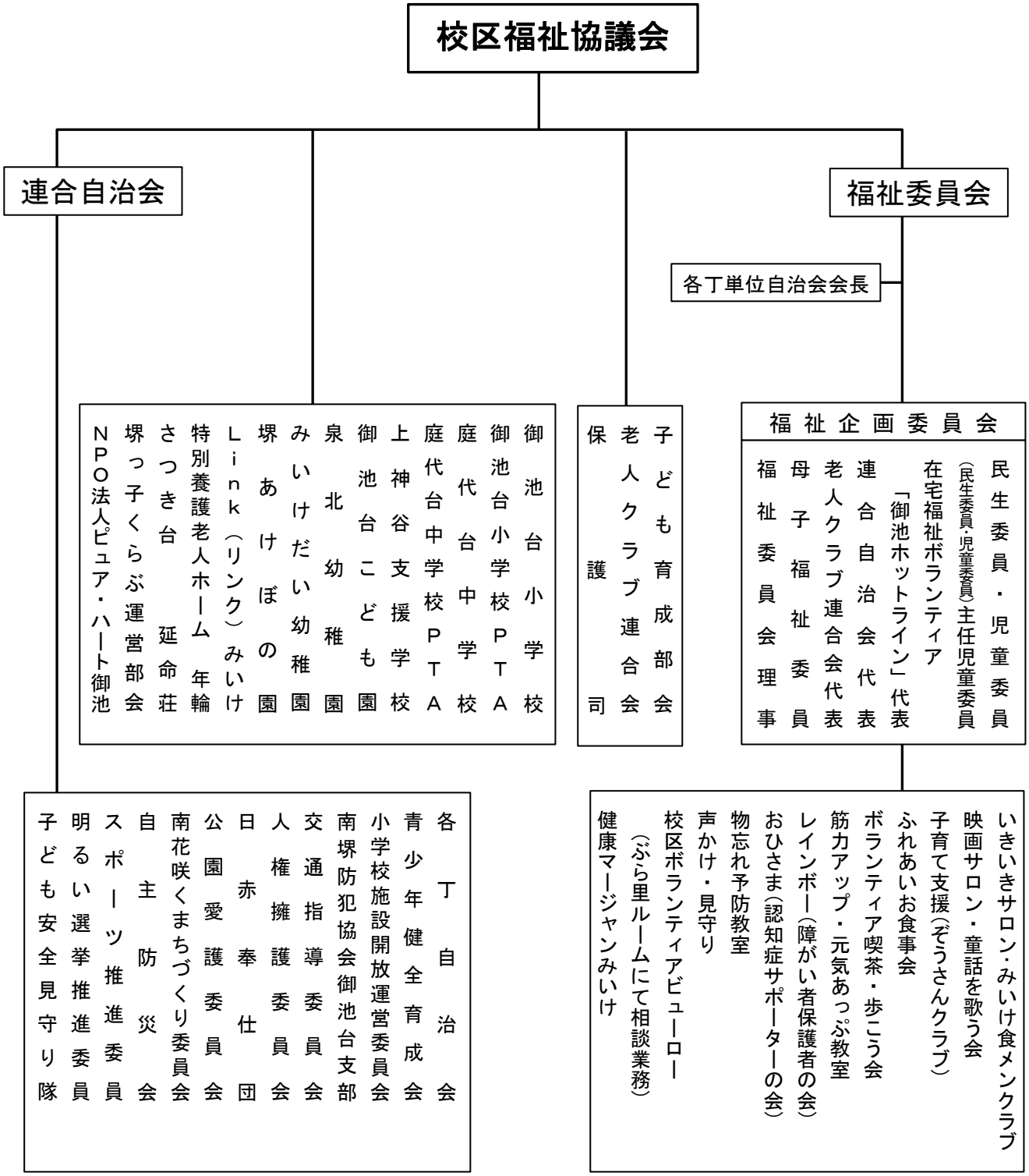

４. 避難行動の流れと実施事項（大規模地震災害）

住民の避難行動の流れ

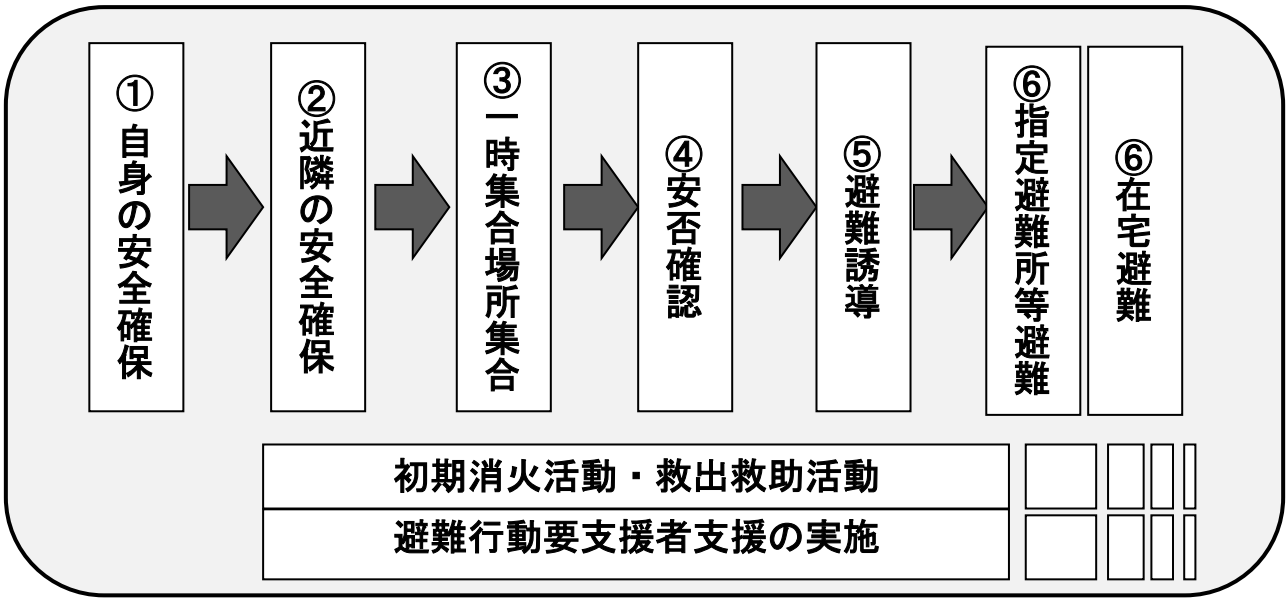

▸①自分自身の安全確保

初期微動⇒緊急地震速報⇒命を守る行動⇒本震⇒火災予防

●緊急地震速報等を受けたときの行動

※「緊急地震速報」とは、

*地震の初期微動と本震による揺れの違いを活用した仕組みで、体に感じない揺れが発生した場合に、この揺れをもとに本震を予測し、大きな揺れが発生する地域に所在する人に揺れがくることを事前に知らせるシステムです。

最大震度５弱以上と推定される地震の際に、強い揺れ（震度４以上）の地域にスマホや携帯電話であれば緊急速報メール、テレビやラジオなどのメディアを通じて強い揺れが来る前に通知するものです。スマホや携帯電話は受信可否が機種により異なるため事前確認が必要です。

【参考】地震の特徴

地震の種類	震源	揺れ	津波	周期
内陸活断層型	陸	激しく短い 10～数十秒	なし	1000～ 1 万年
海溝型	海	大きく長い 1 分以上	あり	90～ 150 年

●強い揺れを感じた時の行動

・慌てず落ち着いて、危険な場所（背の高い家具やガラスの戸の近く）から離れる。

・座布団やバッグなど身近にある物で頭を保護し、丈夫なテーブルなどの下に身をかくす。

・火元が身近にあれば消し、離れた場所であれば無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかない。（都市ガスが震度５以上で自動的に遮断）

・高層住宅の高層階は長時間揺れる場合がある。

●揺れがおさまってからの行動

〇個人の行動（★まず火を出さない!!⇒近所で安否確認、救出救護、消火防火の確認）

・火災発生要因の確認。ガスの元栓及びブレーカーの遮断を確認する。

・家族の安否を確認する。外出家族との連絡には「伝言ダイヤル１７１」等を活用。

・玄関ドアなどを開放し、避難路を確保する。

・自宅の被害を確認する。（室内ではスリッパや靴を履く）

▸②近隣の安全確保（★御池台校区連合自主防災組織で実施する事項）

・班や隣組など地域内における最も小さなコミュニティごとに実施します。

・住民同士で隣家への声掛けを行う。この際、単身の高齢世帯など一人で家具に挟まれ動くことのできない住民がいることを想定し、班・隣組みで確認漏れのないよう各自役割分担し１軒１軒調査する。

・また全員の安否を確認する際、火災発生要因がないか？（通電火災を起こさせないようブレーカーを遮断したか？）などを確認する。

・テレビやラジオ、メールなどで正確な情報（津波や災害状況等）を入手する。

★この際、家屋の倒壊や火災の発生（ガスの臭気など）がある場合には、班や隣組内で解決できない可能性があるので、直ちに御池台校区連合自主防災組織へ救援を要請する。また班や隣組内全ての確認が終了した場合は、御池台校区連合自主防災組織へ報告し、隣接する班や隣組で救援要請があれば活動できるよう人員の確保と資器材の準備を開始する。

▸③一時集合場所集合（※班や隣組、自治会単位で事前に決めておく）

・避難を開始する時は、自宅の電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、非常持ち出し品を携帯し戸締りの後、徒歩で地域の一時集合場所に向かう。また避難をする際、隣家へ声掛けを行う。この際、要配慮者宅については、避難済であることを知らせる赤旗などルールを定めておく。

・なお、上述の「近隣の安全確保」において、班や隣組で安否確認及び火災防止策が完了している場合には、それを対策部で集計できるよう運営していれば集合する必要がない。しかし、自治会で一時集合場所を定めている場合や対策部としての集約機能や手段がない場合には、対策部に該当する一時集合場所で情報の集約を行う。またこの際、対策班ごとに一時集合場所を定め組織として機能させるのか、対策部ごとに一時集合場所を定め組織と

して機能させるのかについては、地域コミュニティの状況を優先して、コミュニティごとに設定することが良い。

▶④安否確認（※班や隣組、自治会単位で事前に決めておく）

・一時集合場所において安否確認を実施する。通常は現状の体制を鑑みると、各丁ごとに収集した情報を班長が一時集合場所に持ち込み、各丁で集約する方法が最も現実的な方法である。この場合、別添の様式①「被害状況報告書」と「安否確認チェックリスト」を活用し確認を行うもの。

○御池台校区の安否確認（H25年11月23日）

①安否確認の重要性について

何故、統一の『安否確認チェックリスト』が必要か
何故、面倒な①～⑦の優先順位の調査や記入が必要か

大災害とりわけ大地震が発生した場合には、
まず第一に、自身及び家族の安全を確保することが大切です。（自助）

次に、誰がどんな状況にありどんな助けを必要としているかを把握する事が必要です。
つまり、迅速で正確な安否確認を行い、助け合うことです。（共助）
御池台校区では統一の『安否確認チェックリスト』に従って、安否確認を行います。
この時、集団避難の希望者・自宅残留者・他所への疎開者を識別することが肝心です。

安否確認に於いて、留意するべきことは 『３－３－３ の原則』です。
３分以内・・・心肺停止の分かれ目
３０分以内・・・救急・救命による蘇生
３時間以内・・・危険な人の発見と救出を完了させる。超過はｸﾗｯｼｭ症候群発生の恐れ
　　早く見つけ出し　早く措置を行う
３日以内・・・全ての人の安否確認と安全確保を完了させる。生存の限界
つまり、時間との競争であることを意識することです。　諦めずに探し出す

次に、集団避難をすることになりますが
残念ながら小学校の建物には受入可能な人数に限界があります。（年度によって変動）
小学校に近い人から早い者勝ちとならない様に、集団避難の必要度の高い方達や、所謂 弱者と言われる方達や避難を希望する方達に**優先順位をつけて受入れることをH24年9月に連合防災会議で取決め**ています。御池台における優先順位は、以下のとおりです。

① 要援護者（赤）と付添者１名　（事前登録者）
　療養者と付添者１名　（病気等で自宅療養中の者）
② 重傷者と付添者１名　（災害で重症を負った者）
③ 知的障害者と付添者１名　（やまびこ学級等）
④ 妊産婦・乳幼児と母親　（乳幼児とは、未就学児）
⑤ 要援護者（黄・緑）・高齢一人住者　（高齢者とは、75才以上）
⑥ 家屋倒壊・焼失等の被災者　（居住に適さなくなった住民）
⑦ その他 避難希望者

混乱と騒乱の最中でも公平且つ整然とした避難が出来る事を目指しております。
即ち、優先順位の上位者①から⑦へと　順次受入れることになります。
各丁から避難希望者数の報告を受けて集計しますが　⑥、⑦位では収容定員を超過する事も想定されます。
この場合には、本部から各丁に対して避難希望者数に応じて按分した人数を指示します。
各丁では、指示された人数に応じて避難者を人選して、避難誘導することになります。
従って、最後の自治会からの安否確認の報告書を受けて集計するまでは、避難希望者総数が確定せず、
各丁に対して避難者の受入可能数を指示できず、待機時間が長引くことになります。
各丁においては、最長 2時間で 報告できる様に体制を工夫して下さい。

被災生活となれば、インフラや食べ物、飲料水、衣類その他公的支援を受けることとなります。（公助）
このためには、避難者・自宅残留者共に堺市指定の用紙にて被災者登録が必要となります。
また、集団避難すること以外にも、救助対象者を絞り込むことにも有効なリストです。

②安否確認チェックリストの記入要領

A. 家族の人数　　*来客者の扱いは、被災者名簿に登録*

1. 総人数（A）　**発災当日に同居中の家族人数、**
地震発生当日に外泊中の人は人数に入れない

2. 外出中　**通勤･通学･買い物等で一時的に外出中の人数を記入**
平常時から連絡手段･方法を家族間で決めておくこと

3. 死亡　**(1)の家族で不幸にして､死亡者があればその人数を記入。安否確認が済みとする**

4. 安否確認済み　**外出中を含めて家族の全員の安否確認が出来れば、人数を〇で囲む**
安否確認はとれていない人があれば、空欄

B. 訪問者　**発災当日に親戚･知人等の来客・訪問者の人数。**

C. 集団避難希望者数　**小学校･地域会館への避難を希望する人数を記録する（家族人数ではない）**
避難受入れには、受入優先順位が決められているので各項目に従って人数を記入
必ず、各項目の合計人数と避難希望者数が一致すること

①要援護者　**事前に要援護者として登録されている個人**
要援護者(赤)　**事前に要援護者(赤)として登録されている個人**
療養中の者　**事前に要援護者として登録はされていなくても、当日病気等で療養中の個人**
付添者　同上者の家族等で付添によって世話をする者、1名
②重傷者　**震災によって負傷を負った方、又は発災直近の該当者**
付添者　同上者の家族等で付添によって世話をする者、1名
③知的障害者　**やまびこ学級に所属する本人**
付添者　同上者の家族等で付添によって世話をする者、1名
④妊産婦　**発災当日に妊娠中又は産後間もない方**
乳児と母親　幼児とは未就学
⑤要援護者(黄・緑)　**事前に要援護者(黄・緑)として登録されている個人**
高齢の一人住まい　75才以上の高齢者の一人住まいの方
⑥家屋喪失者　**震災によって家屋を倒壊、火災等で家屋が居住に適さなくなった家族**

⑦その他避難希望者　**上記の①～⑥以外の方で、避難を希望される家族又は個人**

D. 自宅に残留　**小学校に避難しないで、自宅等に残留を希望する人数**
被災者名簿を登録することで、救援物資の支援は受けられる。

E. 他に疎開　**親戚･知人宅等の御池台から他所で疎開をする人の人数**
救援物資の支援対象からは除外される。
帰宅したときに、被災者名簿を登録することで、救援物資の支援は受けられる。

E. 家屋の被害状況を聞き取る
全損(住めない)･半壊(危機)･一部損壊(損壊がある)は自己評価で甘めの評価でよい

F. インフラの被災状況を聞き取る

総務班長は
チェックリストの集計結果と情報班の集計結果(本部提出用)が一致しているか確かめること
①～⑦が避難希望者数になる･･･各項目別に正確･明瞭に
総人数と確認済とは一致させる必要がある。
(家族総人数)＋(訪問者数)=(避難希望者数)+(自宅残留者数)+(他所疎開者数)+(死亡者数)　をﾁｪｯｸ

③各単位自治会用　安否確認チェックリスト・集計表・報告表

（御池-様式04 改2）

御池台 ［　　］ 丁［　　］ 自治会　**安否確認チェックリスト**　　H　年　月　日　時　分現在

一時避難所において自治会班長が自分の班について、このﾁｪｯｸﾘｽﾄに従い安否確認を行い、結果を情報班長に報告する。　　H27年01月　日　様式改定（案）

住所	戸主の氏名	家族の総人数	外出中	死亡	確認済◎	訪問者	避難希望者数	集団避難希望者の内訳および優先順位 ① 要援護者 赤	① 付添	② 要援護者 やまびこ学級 本人	② 付添	③ 重傷者 本人	③ 付添	④ 妊産婦 乳幼児と母親	⑤ 要援護者 黄	⑤ 緑	⑥ 家屋の倒壊・焼失	⑦ 一般	自宅残留	他に疎開	備考欄
								地域会館		小学校		小学校		地域会館	小学校			小学校			
記入例	御池　太郎	5	1	1	⑤	2	7	1	1	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
1,-1																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
1,-1																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
1,-3																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
																					家屋=全壊・半壊・一部壊 / 火災
合計																					

事前に全戸分を記載しておく

定員オーバーの時の
各丁への割り振りのルール

確認漏れを無くす為に、
戸主の氏(名)は予め全て記載しておく
（但し、問題であれば氏のみでも可）

家族全員の安否が確認されたら◎

家族の付添いは1名のみ

乳幼児とは、未就学児

判明の場合のみ
（自宅残留で公的支援の希望者は被災者名簿に登録）

安否確認時には、家族人数とその全員の安否確認　及び　集団避難/自宅残留/疎開の希望を聞き取る。
家族全員の名前は、集団避難後に所定の用紙にて登録する。・・・・公的援助の対象となる。

御池台 ［　］丁［　］ 自治会

安否確認の集計表

H　年　月　日　時　分現在

H27年01月　日 様式改定（案）

住所		家族の総人数	外出中	死亡	確認済◎	訪問者	避難希望者数	集団避難希望者の内訳および優先順位 ① 要援護者 赤	① 要援護者 付添	② 要援護者 やまびこ学級	② 要援護者 付添	③ 重傷者	③ 重傷者 付添	④ 妊産婦 乳幼児と母親	⑤ 要援護者 黄	⑤ 要援護者 緑	⑥ 家屋の倒壊焼失	⑦ 一般	自宅残留	他に疎開	備考欄
								地域会館		小学校		小学校		地域会館	小学校			小学校			
北PL	北ブロック 1班																				
	北ブ 2班																				
	北ブ 3班																				
	中ブ 2班																				
	中ブ 3班																				
	中ブ 4班																				
南PL	中ブ 1班																				
	南ブ 1班																				
	南ブ 2班																				
	南ブ 3班																				
	南ブロック 4班																				
	小計																				
	合計																				

各丁の実態に合わせて下さい

班内全員の安否が確認されたら◎

判明の場合のみ
（自宅残留で公的支援の希望者は被災者名簿に登録）

青文字は、記載の一事例です。
各丁自治会の事情に合わせて下さい。

御池台　　丁 自治会　　**安否確認の報告表**　　（小学校本部受付に）　　H　年　月　日　時　分現在

H27年01月　日 様式改定（案）

		家族の総人数	外出中	死亡	確認済◎	訪問者	避難希望者数	集団避難希望者の内訳および優先順位 ① 要援護者 赤	付添	② 要援護者 やまびこ学級	付添	③ 重傷者	付添	④ 妊産婦 乳幼児と母親	⑤ 要援護者 黄	緑	⑥ 家屋の倒壊・焼失	⑦ 一般	自宅残留	他に疎開	備考欄
								地域会館		小学校		小学校		地域会館	小学校			小学校			

家屋被害

全壊　　戸
半壊　　戸
一部壊　　戸

火災　　戸

切り取り線

御池台　　丁 自治会　　**安否確認の報告表**　　（地域会館援護班受付に）　　H　年　月　日　時　分現在

H27年01月　日 様式改定（案）

		家族の総人数	外出中	死亡	確認済◎	訪問者	避難希望者数	集団避難希望者の内訳および優先順位 ① 要援護者 赤	付添	② 要援護者 やまびこ学級 本人	付添	③ 重傷者 本人	付添	④ 妊産婦 乳幼児と母親	⑤ 要援護者 黄	緑	⑥ 家屋の倒壊焼失	⑦ 一般	自宅残留	他に疎開	備考欄
								地域会館		小学校		小学校		地域会館	小学校			小学校			

④本部用　安否確認の総集計表

御池台 校区　**安否確認の本部総集計表**

H　年　月　日　時　分現在

H27年04月　日 様式改定（案）

	自治会	家族の総人数	外出中	死亡	確認済◎	訪問者	避難希望者数	集団避難希望者の内訳および優先順位 ① 要援護者 赤	① 付添	② 要援護者 やまびこ学級	② 付添	③ 重傷者	③ 付添	④ 妊産婦乳幼児と母親	⑤ 要援護者 黄	⑤ 要援護者 緑	⑥ 家屋の倒壊焼失	⑦ 一般	自宅残留	他に疎開	備考欄
								地域会館		小学校		小学校		地域会館	小学校			小学校			
	一丁																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	一丁　第一																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	一丁　第二																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	一丁　東																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	二丁																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	二丁　西																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	二丁　北																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	二丁　四																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	二丁　第三																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	三丁																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	三丁　西																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	四丁																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	四丁　南																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	美木多　上																				全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸
	合　計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全壊　戸、半壊　戸、一部壊　戸、　火災　戸

自治会内全員の安否が確認されたら◎

判明の場合のみ

（自宅残留で公的支援の希望者は被災者名簿に登録）

H　年度　小学校の収容可能人数

A1= 350 人

H　年度　小学校教室の収容可能人数

A2= 0 人・・・③

H　年度　地域会館の収容可能人数

B= 150 人

地域会館受入人数

C= 0 人・・・①+④

小学校へ優先避難受入人数

D= 0 人・・・D=②+③+⑤

H　年度　小学校の収容可能残人数

E= 0 人・・・A1−D

一般集団避難希望人数合計

F= 0 人・・・F=⑥+⑦

各丁の一般集団避難希望人数

$G_{1丁}$= 人・・・ 1丁の⑥+⑦

～

$G_{美木多}$= 人・・・ 美木多の⑥+⑦

各丁への収容割り当て人数

$H_{丁}$= 人・・・ $G_{丁}$ X（E / F）

各丁の集団避難希望人数 X（収容可能残人数/集団避難希望人数）

▶⑤避難誘導（※班や隣組、自治会単位で事前に決めておく）

・一時集合場所において安否確認を実施し、各丁ごとに安否確認を実施し、建物被害の状況や傷病者の状況により、各丁で管轄する自治会館や集会所などの避難場所、公助による手当や緊急を要する場合の搬送や避難について、避難誘導担当が各班を先導する。なお、上記の安否確認や火災予防と同様に、各丁ごとに避難の可否を判断し、避難する必要がない場合には自宅での在宅避難として、その後、各丁ごとに避難誘導に関する支援の有無を待つ。また在宅避難を選択する場合は、木造家屋の場合には耐震化の状況や建築年などで合理的に事前に把握することが重要である。また高齢者の単身世帯などは、余震による心理的不安から避難を希望する場合は、避難場所への避難を選択することも可能である。この際、避難生活による体調悪化が起こらないよう常備薬などの持参を必ず確認する。また、指定避難所に避難させる場合には、本部において確認をとった上で、避難所への誘導を開始する。

▶⑥在宅避難・指定避難所等避難（事前に把握しておく）

・建物の建築年や住宅の密集状況、道路の幅員などを踏まえ、在宅避難で対応すべき地域と、指定避難所若しくは地域の自治会館や集会所へ避難を要する地域をある程度明確にしておく必要がある。指定避難所への避難は多くても最大 1,500 名程度の収容数しかなく、また十分な食料や飲料水が備蓄されている状況でもなく、限られたスペースが確保されているのみである。よって、指定避難所へ避難したことが心的ストレスの原因になったり、体力の低下につながったり、感染症に感染したりする可能性が否めない状況である。よって、家屋の倒壊や火災の影響がなければ、無理に避難することなく、自宅に備蓄用品を備え、在宅避難することが得策と言える。なお、在宅避難において重要なことは、高齢者や体の不自由な方が、避難することができずに在宅避難を余儀なくされている場合があるため、対策班ごとの聞き込みなどで、それを把握し、透析が必要な傷病者などすぐに対応が必要な世帯は事前に把握し、この対応策を隣近所や各丁において事前に話し合う必要がある。

４．災害（地震発生）時に配慮が必要な方々への対応

（１）配慮が必要な方々

地域には、単独で移動が困難な方、お薬や医療装置が常に必要な方、日常生活で介助が必要な方、精神的に著しく不安定な状態を来す方、言語、文化、生活習慣への配慮が必要な方など様々な方が生活しています。このような方々は、平時における日常生活においても配慮を要しますが、災害発生時のようにライフラインの停止などが発生するとより生活が困難になります。

このような方々は堺市が実施する避難行動要支援者名簿で該当者に「自治会へ情報を開示して良い」と回答のあった方だけで約１万件登録されており、同校区においても別添資料の通り、この御池台校区だけで●名居住されています。この数字は、行政が当事者に回答をもらい把握しているだけの数字で統計上はこの５倍の方が居住していると考えられます。よって、地域コミュニティにおける平時の様々な活動においてこれらの方々と接点を持ち事前に把握し、災害時における避難の要否や救助の要否など広く周知しておくことが重要となります。

（２）配慮が必要な方々への対応

・視覚が不自由な方には、分かり易い口調で複数回繰返し伝え、誘導は腕をつかんでもらい、ゆっくり歩くよう注意する。

・聴覚が不自由な方には、正面から口を大きく動かしゆっくり伝える。あおらないよう注意する。

・肢体が不自由な方には、車椅子や担架などを利用、或いは背負って早めに避難するよう心がけ、車椅子の搬送において階段では３人以上で援助し、後ろ向きに降りる。

・地域で保有している搬送用資器材（担架、リヤカーなど）の所在を把握し、日常から地域で搬送訓練など実施しておくようにする。

（３）御池台校区においての避難行動要支援者の把握

御池台校区では、民生委員・児童委員などが中心になって自治会加入世帯対象の校区独自の名簿・地図を作成し、避難行動要支援者の積極的な把握に努めている。

収集した慎重に取り扱われるべき情報の名簿への掲載や、校区で把握している避難行動要支援者以外（自治会未加入世帯）の避難行動要支援者の避難方法についての課題も存在する。

５．福祉避難所への搬送

（１）福祉避難所とは

「福祉避難所」とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳児、病弱者等で入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がなされている避難所のことをいう。

（２）福祉避難所等への搬送

福祉避難所の開設は、発災後、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができたうえで、南区災害対策本部からの要請に応じて開設するため、福祉避難所等に避難行動要支援者を搬送する場合は、南区災害対策本部の指示に従い搬送する。

※福祉避難所の入所対象者は、

◆指定避難所での生活が困難と判断された場合。

◆高齢者、障がい者、妊産婦、乳児、病弱者など避難所生活に支障を来すことが予想され、特別な配慮を要する方が対象となる

（３）御池台校区が指定する福祉避難所への搬送

市が指定する福祉避難所の定員に限りがあるため、校区では御池台校区地域会館を福祉避難所に指定している。校区が指定する福祉避難所に避難行動要支援者を搬送する場合は、校区災害対策本部の指示に従い搬送する。

※校区が指定する福祉避難所の入所対象者は、

◆指定避難所での生活が困難と判断された場合。

◆市が指定する福祉避難所に入所できない、高齢者、障がい者、妊産婦、乳児、病弱者など避難所生活に支障を来すことが予想され、特別な配慮を要する方

要支援数（H29.6.15 現在）

	赤	黄	緑	
1 丁				
1 丁第 1				
1 丁第 2				
1 丁東				
2 丁				
2 丁第 3				
2 丁西				
2 丁北				
2 丁 2 番				
2 丁 4 番				
3 丁				
3 丁西				
4 丁				
4 丁南				
美木多上				
計				

*御池台校区

【資料編】

１．役員名簿

（１）校区自主防災会名簿

２９年度　御池台校区自主防災会名簿

役　職　名	氏　　名	住　　所	電話番号
対策本部長（防災士）			
会　　長			
副会長			
副会長			
事務局（防災士）			
本部担当　　（１　　丁）			
（１丁第１）			
（１丁第２）			
（１丁　東）			
（２　　丁）			
（２丁　西）			
（２丁第３）			
（２丁　北）			
（３　　丁）			
（３丁　西）			
（４　　丁）			
（４丁　南）			
（美木多上）			
（防災士）			
（老連代表・防災士）			
（防災士）			
（防災士）			
（防災士）			
（連合・事務局）			
民生委員・児童委員			
業務運営委員長			

（２）自主防災組織図

H29 年度　御池台　自主防災組織図

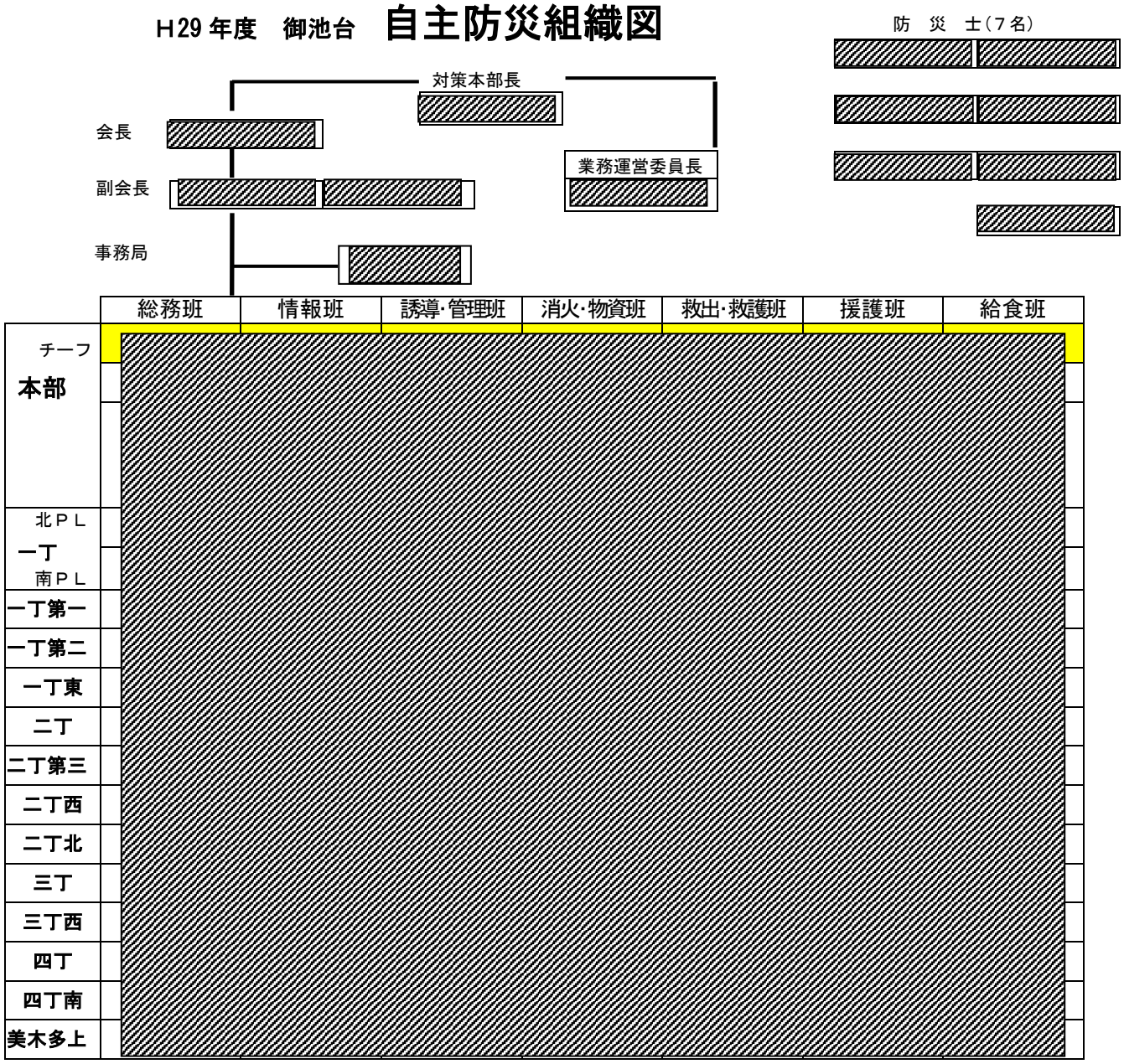

２．災害対応関連施設の鍵の保管者名簿

（１）災害時避難所（小学校、中学校、高校）

〇御池台小学校：通用門／体育館

役職	氏名	住所	電話（自宅）	電話（携帯）
連合会長				

〇御池台小学校：正門

役職	氏名	住所	電話（自宅）	電話（携帯）
		鍵はダイヤル錠		

（２）地域会館

〇御池台校区地域会館：正面玄関

役職	氏名	住所	電話（自宅）	電話（携帯）
連合会長				
自主防災会長				

（３）災害用資器材倉庫

〇所在地：　御池台校区地域会館（２台）

役職	氏名	住所	電話（自宅）	電話（携帯）
民生委員長				

（４）災害用備蓄倉庫

〇所在地：　御池台小学校コンテナ　（御池台小学校内）

役職	氏名	住所	電話（自宅）	電話（携帯）
		鍵はダイヤル錠		

３．無線機の運用

Ａ 使用するチャンネル等の割当

H28年3月24日 H29年1月25日

	使用者（グループ）	所有数	使用するCH	使用するコード	秘話設定	キーロック
A	連合防災・本部 ⇆ 地域会館	1				使用中の不用意な設定変更を防止のために設定するCH変更時には一旦解除する
A	連合防災・本部 ⇆ 各丁対応	1				
B	連合防災・本部 ⇆ 各丁対応	1				
Aブロック	一丁　防災 ・(北PL)(南PL)	6+3				
	一丁第一 防災					
	一丁第二 防災					
	一丁 東　防災　(丁内)	2				
	二丁　防災	1				
	二丁第三 防災					
Bブロック	二丁西　防災	1				
	二丁北　防災	1				
	三丁　防災　(丁内)	2				
	三丁西　防災　(丁内)	2				
	四丁　防災	1				
	四丁 南　防災					
	美木多上 防災					

本部 & 地域会館と交信する時には
に合わせる

本部と交信する時には
に合わせる

H28.10.23追加注文

『コードNo』や『チャンネルNo』や『秘話キーNo』が
双方で一致しないと通話出来ない

B通常の設定と表示

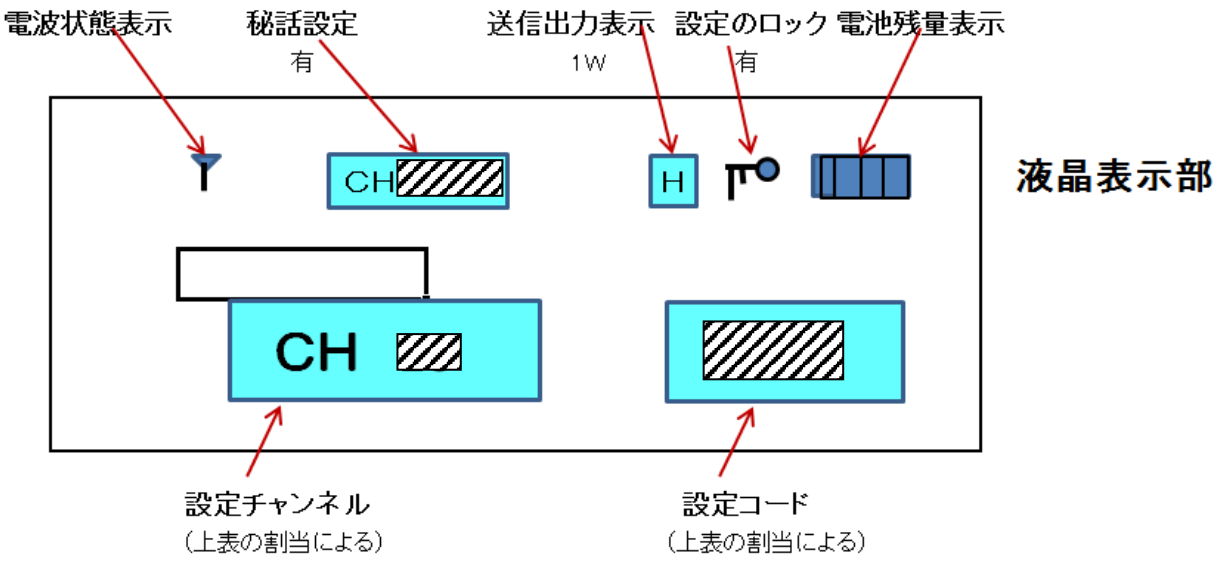

通常は上記の設定で保管していますが、使用に際してはまず相互に確認してから使用に供する事。

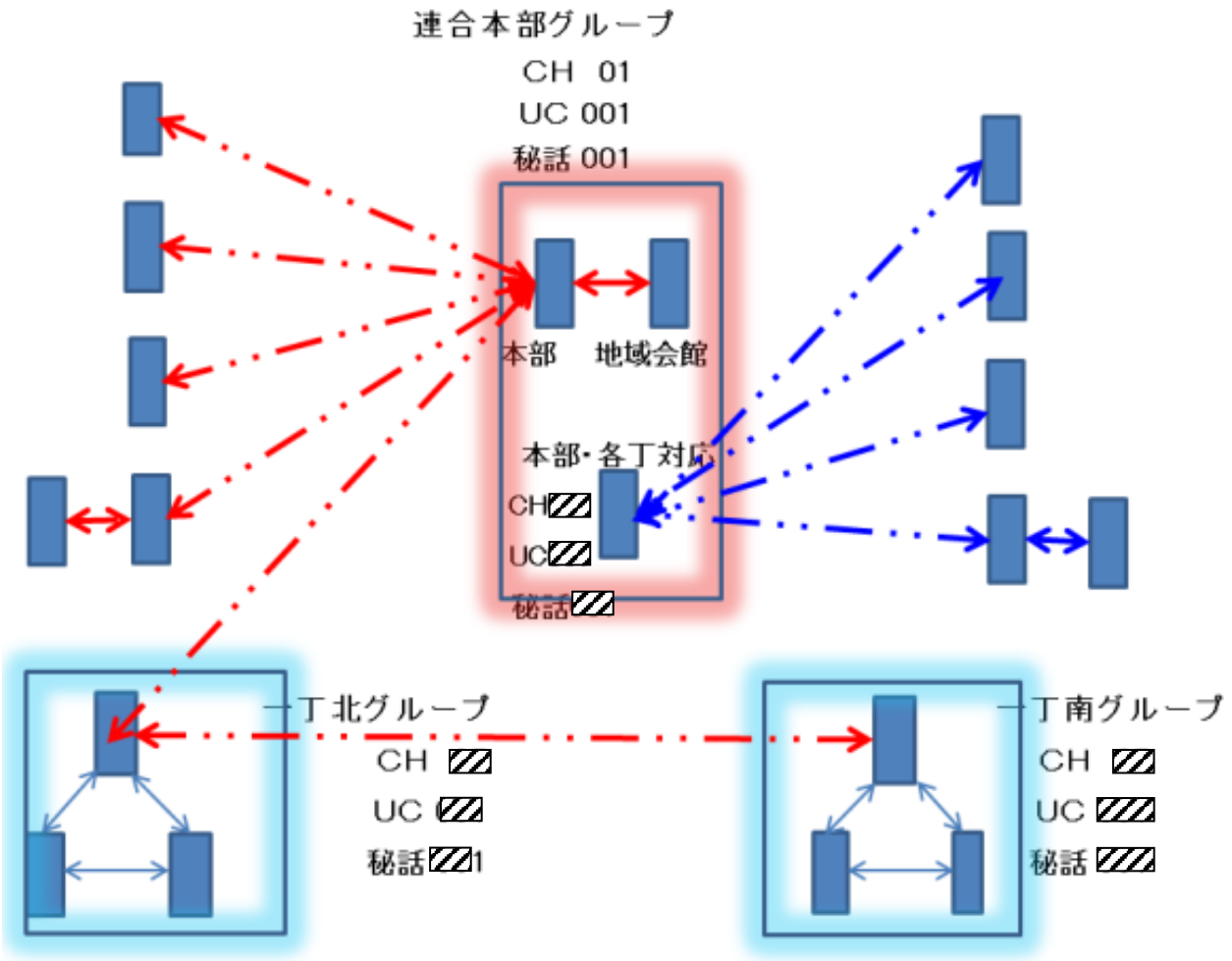

他のグループと交信する場合には、相手のチャンネルNoに合わせる

C. 設定方法

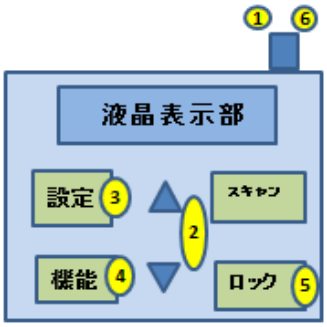

使用準備 (初期設定)

記載頁

P8 ① **電源を入れる** 上部のツマミを右に回す

P9 ② **チャンネルを設定** 割当表に従い、自局のCHを設定する。同一のCH同志が交信出来る。
液晶表示部を見ながら、▲▼キーで設定

P12 ③ **コードを設定する** チャンネル(CH)とコード(UC)を合わせることで、混信の防止ができる
機能キー④を押して、UC ＊＊＊を表示させる
液晶表示部を見ながら、▲▼キーで目的のコードNo.(UC 001)を設定

P16 ④ **秘話設定** (キー表示) 交信内容が他の地域に漏れると困る場合には、機能釦を押して▼▲で選択し、設定釦を押す。
秘話キーを設定 機能キー④を2回押して、秘話を呼び、▲▼で『秘話ON』を表示させる
続いて、『設定』釦を押し、(キー 001) に設定

P27 ⑤ **設定をロックする** ロック釦を押すと①～④の設定がロックされる。(液晶表示部に鍵マークが表示される)
解除は再押し

通話テスト

P8 ⑥ **ボリュームを調整** 同上のツマミで、液晶表示を見ながら適正の音量を調整(12～16程度)
同一グループ内の各局の設定が一致している事を相互に確認する。

送受信 (通話)

P9 ⑦ **送信** (赤ランプ点灯) 送信ボタンを押しながら要件を話す。1回の通話は5分以内と電波法で制限されています。
話が終われば、『以上です』と伝え、送信ボタンを離し待機状態とする。
同時に複数が送信した場合には、電波の強い方が優先され、他方は通信出来ない。

P10 ⑧ **受信** (緑ランプ点灯) ①～⑤の設定で 受信待機状態。
受信が終われば、要点を復唱・送信し、誤解や未受信を防止する。

使用終了

P3 ⑨ **電源をOFF** ①のツマミを左にカチッと音がするまで左に回し、電源をOffし、保管
使用せずに保管しているだけでも劣化は進みます。満充電や放電状態での放置は寿命が短縮

D. 注意事項

a. 送信する場合には、口元をマイクから 5cm 程度離す。近すぎたり大声すぎると声が割れ聞取り難くなる。

P11 b. 1回の通話は5分以内と電波法で制限されています。超過すれば1分間強制的に停止される。1分後に再開出来る。

c. 話が終われば、『以上です』と伝え、送信ボタンを離し待機状態とする。

d. 異なるグループと送受信する場合には、設定ロックを解除し相手方のCHを設定すると、交信が出来る。
要件が終われば、必ず元のCHに戻すこと。

e. 万一、他の地域と混信する場合には、コードNoを変更する。
但し、コードNo変更の旨を関係先(本部・南/北)に連絡すること。

P3 f. 使用しないで保管中であっても、1ケ月に一度は充電が必要！！。フル充電・パワーセーブで 11～14時間使用可能

g. その他 詳細については、『取扱説明書』を参照

４．指定避難所内災害用資器材・備蓄物資一覧

御池台小学校内コンテナ倉庫

項　目	品名・仕様など	各ｺﾝﾃﾅ内 数量
仮設トイレ	ベンクイックなど	2
簡易トイレ	サニターⅡ	8
トイレットペーパー	芯なし 150m×48 ロール／箱	1
生理用品	30 パック入り/１箱	1
発電機セット	発電機	1
	燃料携行缶（２０㍑）	1
	ガソリン缶（１㍑缶×４本／箱）	1
	オイル（１㍑缶×１本）	1
	ハロゲンライト	1
	ライトスタンド	1
	運搬用台車	1
	コードリール（30m）	2
毛布	アルミ真空パック	360
サルベージシート	5.4m×5.4m	5
万能斧	330mm、770g	3
ハンマー（両口）	3.6 ㎏、900mm 柄付	3
小ハンマー		65
救助用ロープ	径 12mm×20m	3
ノコギリ	バクマソー300mm 木柄式	5
スコップ（丸パイプ柄）	特選木柄ショベル、850mm 程度	5
バール	1200mm	1
バール	平バール、900mm 尾平	5
バール	７５０mm	2
バール	５００mm	1
ツルハシ	片ツル、1.8kg、900mm 柄付	3
ボルトクリッパー	BC-750	2
軍手	すべり止め付き（１ダース）	3
折りたたみ式担架	5.5 ㎏、188cm×47cm×3cm	1
折りたたみ式担架	AZ RESCUE 100	5
災害用優先電話機	プラスチックケースに一式格納	1
トランシーバー２台１組	プラスチックケースに一式格納	1
避難所開設布看板	60cm×41cm　ロープ付	2

簡易給水タンク	容量 1,000 ㍑	1
マンホールトイレ関係	テント（内・１張り障害者用）・便器	５
	エンジン式ポンプ・吸管・ホース各１	1
	ガソリン缶（１㍑缶×４本／箱）	1

御池台小学校内　東棟１階　調理場（給食場）前廊下

資器材名	数量
水（490ml）	288 本 （24 本入×12 箱）
ビスケット	480 食 （60 食×8 箱）

庭代台中学校　中館１階

資器材名	数量
水（490ml）	288 本 （24 本入×12 箱）
ビスケット	480 食 （60 食×8 箱）

５. 地域が保有する災害用資器材・備蓄物資一覧

2017.3.20

連合自治会（地域会館）食品備蓄在庫

保管場所	食品	数量	消費期限
防災倉庫	飲料水	２４本×４８箱＋７本＝1,159本	2018/10.29
		２４本×５箱＝１２０本	2021/10
洋室７	保存用ビスケット	６０食×３箱	2020/1
		１５食	2021/2
	梅がゆ	５０食×１箱	2021/6
	山菜おこわ	５０食×２箱	2019/10
		５０食×２箱	2020/2
	五目ごはん	５０食×３箱	2019/10
		５０食×２箱	2020/2
		５０食×１箱	2022/6
	チキンライス	５０食×１箱	2022/1
	ドライカレー	５０食×１箱	2021/10
		５０食×１箱	2022/7
	田舎ごはん	５０食×２箱	2022/3
	赤飯	５０食×１箱	2022/6
	白飯	５０袋×１箱	2022/1
	缶入り乾パン	２４缶×７箱	2019/9

６．最寄りの防災トイレ設置公園一覧

	公園名	所在地	連絡先	備考
	御池公園	南区御池台２丁	泉ヶ丘公園事務所 291-1800	貯留式　7

７．校区内指定避難所一覧

	施設名	収容可能人員	所在地	連絡先	避難所種別
1	御池台小学校	315 人 （体育館収容人数）	南区御池台２丁３番１号	298-7500	風水害・地震
2	庭代台中学校	人	南区庭代台２丁 19 番１号	298-3043	地震

８．最寄りの広域避難場所一覧

	避難場所	収容可能人員	所在地	連絡先
1	鴨谷公園及び その周辺	124,163 人	南区鴨谷台１・２丁	泉ヶ丘公園事務所 291-1800
2	新檜尾公園及び その周辺	111,179 人	南区檜尾第２丁	泉ヶ丘公園事務所 291-1800
3	西原公園及び その周辺	114,275 人	南区桃山台１・２丁	泉ヶ丘公園事務所 291-1800

９．校区内一時避難場所一覧

	自治会名	収容可能人員	所在地	連絡先
	1丁			
	1丁			
	1丁第1			
	1丁第2			
	1丁東			
	2丁			
	2丁第3			
	2丁西			
	2丁北			
	3丁			
	3丁西			
	4丁			
	4丁南			
	美木多上			

10. 区内福祉避難所一覧

	施設名	所在地	連絡先

11. 区内防災関係機関連絡先一覧

	機関名	所在地	連絡先
	南消防署	南区原山台１丁14番１号	299-0119
	南堺警察署	南区桃山台２丁２番１号	291-1234

御池台校区自主防災会規約

平成 10 年 11 月 29 日　制定
平成 26 年 5 月 31 日　　改 1

御池台校区 自主防災会規約

御池台校区連合自治会

第Ⅰ章　総則

（名称）
第１条　　この会は、『御池台校区自主防災会』とする。
以下本規約の中では、『本会』と略する。

（事務所の所在地）
第２条　　本会の事務所は、御池代地域会館内に置く。

（目的）
第３条　　本会は、『災害対策基本法』[*1]および『地域防災計画』[*2]の規程により、
自主的な防災活動を行うことで、災害（地震、風水害、火災その他の災害）による
被害の防止と公共団体・公共機関と密接な連絡をとり、人命の救助・物資の支援等を通じ
被害の軽減を図ることを目的とする。

（会員）
第４条　　本会は、御池台校区に居住する連合自治会会員をもって構成する。

（活動）
第５条　　本会は、第３条の目的を達成するために、次の活動を行う。

平常時
（１）地震等に対する災害予防知識の普及に関すること
（２）防災・減災に関する知識の地域住民への普及に関すること
（３）防災資・機材等の充実と整備に関すること
（４）地域内の要援護者や危険箇所の把握に関すること
（５）防災訓練の実施
（６）その他本会の目的を達成するために必要な事項

災害発生直後
（１）地震等の災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
（２）地域内の住民の安否確認
（３）情報の収集・伝達（地域内外）、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当、
給食給水塔の応急対策の実施

避難所生活時
（１）避難所の運営に関すること
（２）避難所運営委員会との協議に関すること

（防災計画）
第６条　　本会は、地震等による被害の防止及び被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

第Ⅱ章　運　営

（役員. 委員）
第７条　　本会活動の為に、次の役員、委員をおく。

		役　員	委　員
会　長		（1 名）	
副会長		（2 名）	
事務局		（1 名）	
活動班	総務班	班長（1 名）	一丁第二、四丁
	情報班	班長（1 名）	一丁東、　三丁西
	誘導班	班長（1 名）	二丁、　　三丁
	消火班	班長（1 名）	一丁第一、二丁第三
	救出救護班	班長（1 名）	四丁西、　二丁西
	援護班	班長（1 名）	一丁第一、三丁
	給食班	班長（1 名）	二丁北、　美木多上

連合自治会長は、災害対策本部長（役員）とする。
連合自治会副会長･事務局･業務運営委員長、防災士、民生委員、児童委員は本会防災委員とする。
なお、堺市危機管理室、同 南区役所危機管理室、同 災害地区班には必要に応じて支援を要請する。
これらの関係は『御池台 自主防災組織図』（名簿）に、役割は『総称と役割』に示す。

２．　欠員の補充
役員･委員に欠員が生じた場合には、補充する。
ただし、補充された役員･委員の任期は前任者の残期間とする。

（役員、委員の任期）
第８条　　役員および委員の任期は、例年４月１日から１年間とする。ただし、再任は防げない。

（役員、委員の任期）
第９条　　会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮命令をする。
２．　議長は、会長を補佐し、会長に支障のある時にはその職務を行う。
３．　役員は、本会の各活動班の班長を担当し、委員を指揮する。
４．　委員は、本会の各活動班の班長となり、担当する。
各活動班は、『自主防災組織図』に従い、『組織と役割』に則り会務の運営にあたる。

第Ⅲ章　会　議

（会議の種類）
第１０条　本会には、次の会議をおく。
①委員会（御池台校区自主防災会議）
②役員会

（委員会）
第 11 条　委員会は、役員及び委員の参加をもって構成する。
２．　委員会は、原則として毎月１回開催する。
ただし、特に必要に応じて増減は妨げない。
３．　委員会は、会長が招集する。
４．　委員会は、次の事項を審議する。
（１）　規約の改正に関すること
（２）　防災計画に関すること
（３）　活動計画に関すること
（４）　予算および決算に関すること
（５）　その他、委員会が必要と認めたこと
５．　決議を必要とする議案については構成員の過半数の出席で、
出席者の過半数の賛成で成立する。
６．　委員会は、その他付議事項の検討･起案を役員会に委任することが出来る。

（役員会）
第１２条　役員会は、役員及び防災士によって構成する。

２．　役員会は、必要に応じて、会長が招集する。
３．　役員会は、次の事項を審議し、実施する。
（１）　委員会に提出すべきこと。
（２）　委員会により委任されたこと
（３）　その他役員会が必要と認めたこと。

第Ⅳ章　会　計

（収支）
第１３条　本会の活動は、御池台連合自治会の重要な活動であり、
必要経費は御池台連合自治会予算及び助成金で支弁することとし、
構成員からの会費は徴収しない。

（会計年度）
第１４条　会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、毎年 3 月 31 日に終わる。

（附則）
第１５条　この規約は、平成 10 年 11 月 29 日から実施する。
２．　この規約は、平成 26 年　月　日から改正実施する。

制定したマニュアル

御池連 - 諸訓**　（連）地震災害発生時の行動マニュアル
①初期の行動判断基準
②レベルＡ時の行動マニュアル
③レベルＢ時の行動マニュアル

御池連 - 様式**　（連）安否確認チェックリスト
①安否確認の報告書（各丁→連合本部）
②安否確認チェックリスト（各丁）

御池連 - 様式**　（連）要援護者の判定基準とリストの作成

御池連 - 様式**　（連）自主防災活動の組織とその役割

御池連 - 様式**　（連）自主防災活動の組織と役員･委員名簿

御池連 - 様式**　（連）自主防災活動の資･機材リスト
堺 市 分
御池台分
･･･消火用品/救出･救護(衛生･医療)用品/援護用品/生活用品/情報用品/飲料水･食料

御池連 - 様式**　（連）御池台校区防災マップ

（参考）

*1 災 害 対 策 基 本 法

S35 年 11 月 15 日　法律　第 223 号
H26 年 4 月に改正災害対策基本法となる

１．目的

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、
防災に関し国、地方公共団体、及びその他の公共機関を通じて必要な態勢を確立し、
責任の所在を明確にすると共に防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、
災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を
定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、
もって社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

２．構成

第一章　総則
第二章　防災に関する組織
　第一節　中央防災会議（11 条～13 条）
　第二節　地方防災会議（14 条～23 条）
　第三節　堺市災害対策本部及び緊急対策本部（24 条～28 条）
　第四節　災害時における職員の配置（29 条～33 条）
第三章　防災計画（33 条から 45 条）
第四章　災害予防（46 条～49 条）
第五章　災害応急対策
　第一節　通　則（50 条～53 条）
　第二節　警報の伝達等（54 条～57 条）
　第三節　事前措置及び避難（54 条～81 条）
　第四節　応急措置（62 条～86 条）
第六章　災害復旧（87 条～90 条）
第七章　財政金融措置（91 条～104 条）
第八章　災害緊急事態（105 条から 112 条）
第九章　雑　則（110 条～112 条）
第十章　罰　則（113 条～117 条）
・附則

３．指定機関

1. 指定行政機関
2. 指定地方行政機関
3. 指定公共機関

４．関連項目

５．外部リンク

*2 地 域 防 災 計 画（堺市地域防災計画-24.6 制定）

災害対策基本法（第 40 条）に基づき、各地方自治会の長がそれぞれの防災会議に則り、
防災のために処理すべき業務など具体的に定めた計画である。

主な内容

・地域の実情に即した計画
・地域の災害に関する措置等についての計画
・防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
・防災施設の新設・改良、防災のための調査研究・教育訓練、その他防災予防・情報の収集・伝達
　防災に関する予報・警報の発令および伝達、避難・消火・水防・救護・救助・衛生その他の災害
　災害応急対策・災害復旧に関する事項別の計画
・前号に対する労務・設備・物資・資金・・・・に関する計画

構　成　　災害の種類毎の対策で構成
関連項目　　防災基本計画
　　インシデント・コマンド・システム
外部リンク　地域防災計画のデータベース

御池台地域避難所運営委員会規約

御池台地域避難所運営委員会規約

（目的及び設置）

第１条　御池台小学校周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、御池台地域避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、御池台校区自主防災会及び各自治会から選出された委員並びに堺市役所、御池台小学校等の関係者をもって構成する。

（事務局）

第３条　運営委員会の事務局を御池台地域会館に置く。

（運営活動）

第４条　運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

（1）運営委員会の運営に関すること。
（2）避難所のマニュアル作成に関すること。
（3）避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること。
（4）避難誘導体制の確立に関すること。
（5）情報交換・連絡体制の確立に関すること。
（6）地域連絡体制の確立に関すること。
（7）訓練の実施に関すること。
（8）その他必要な事項

（防災計画）

第５条　前条に係る細部事項について、別途計画を定める。

（活動班）

第６条　運営委員会には、次の活動班を設ける。

（1）総務班　（総務班）
　避難所のレイアウト配置、防災資機材や備蓄品の管理、地域との連携、その他避難所の管理に関すること。
（2）情報広報班　（情報班）
　情報収集、情報発信、情報伝達に関すること。
（3）物資・施設管理班　（消火・物資班）
　避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること。
（4）衛生班　（救出・救護班）
　ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること。
（5）救護・要援護者班　（援護班）
　医療・介護活動に関すること。
（6）被災者管理班　（誘導・管理班）
　避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎに関すること。
（7）食料・炊出し班　（給食班）
　食料・物資の調達、受入れ、管理、配布、炊出しに関すること。
（8）ボランティア班　（総務班）

ボランティアの受入れ、管理に関すること。

（役員の種類及び定数）

第７条　運営委員会には次の役員を置く。

(1) 会長	1名	（御池台連合自治会長）
(2) 副会長	3名	（自主防災会長・自主防災副会長・業務運営委員長）
(3) 総務班長（事務局長）	1名	（総務班　）
(4) 情報広報班長	1名	（情報班　）
(5) 物資・施設管理班長	1名	（消火・物資班）
(6) 衛生班長	1名	（救出・救護班）
(7) 救護・要援護者班長	1名	（救出・救護班）
(8) 被災者管理班長	1名	（誘導・管理班）
(9) 食料・炊出し班長	1名	（給食班）
(10) ボランティア班長	1名	（総務班）

（役員の選出）

第８条　役員の選出は委員の互選による。

（役員の職務）

第9条　会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計及び住民への連絡等その他必要な事項を行う。

４　各活動班長は班を総括する。

（会議）

第10条　運営委員会及び役員会の会議は、運営活動事項等の協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

（訓練の実施）

第11条　運営委員会は、地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて次の訓練を行う。

(1) 総合訓練

大規模災害を想定して避難所の機能確保及び運営委員会の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(2) 活動班訓練

活動班の組織機能が確保できるよう実施する訓練

（経費）

第12条　運営委員会の会議・運営に係る費用は別途定める。

（疑義）

第13条　この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

【様式編】

南区災害対策本部行き（tel：　　fax：　　）

災害被害状況報告書（第　　報）

<table>
<tr><td>記入した時間</td><td>月　　日　　時　　分　現在</td></tr>
<tr><td>校区名</td><td></td></tr>
<tr><td>報告者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>報告場所</td><td></td></tr>
<tr><td>通信可能な手段</td><td>電話・ＦＡＸ・ｅ-mail・その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人的被害</td><td>□なし　　□不明</td></tr>
<tr><td>□あり
<table><tr><td>死者</td><td>人</td></tr><tr><td>行方不明者</td><td>人</td></tr><tr><td>けが人</td><td>人</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">物的被害</td><td>□なし　　□不明</td></tr>
<tr><td>□あり　□火災　　約　　件
□道路（道路の陥没）　約　　件
□橋の被害（落橋、倒壊）　約　　件
□建物倒壊　　約　　件
□その他
被害状況・発生場所
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難者の有無</td><td>□なし　□不明</td></tr>
<tr><td>□あり　避難状況　　約　　人
避難先等（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
</table>

*被害状況を即時把握するため、数値は速報値（概算値）でかまいません。